

行政常任委員会

令和元年9月17日（火）

午前9時58分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

ただいまより、行政常任委員会を開会いたします。

教育委員会の議案第50号、議案第56号は審査を終了いたしておりますので、報告事項の3件を審査いたしたいと思っております。

それでは、最初に、尾鷲市学校ICT環境整備計画（案）についての説明を求めます。

○山口教育総務課長 おはようございます。教育総務課です。よろしくお願ひします。

それでは、報告事項につきまして御報告させていただきます。

初めに、尾鷲市学校ICT環境整備計画（案）について御説明いたします。

詳細につきましては、資料で御説明いたします。通知いたします。

○丸田教育総務課係長 それでは、別冊1、尾鷲市学校ICT環境整備計画（案）につきまして、主な内容を中心に御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。

1ページをごらんください。

第1章、尾鷲市学校ICT環境整備計画の概要として、（1）計画策定の趣旨を記載しております。

中段あたりとなりますが、ICTが広く利用されている社会で、子供たちが生きていくために必要な情報活用能力を身につけることは必要不可欠です。特に小学校においては、プログラミング教育が来年度からになりますが、必修化されるなど、各教科の特質に応じて論理的な思考力を育成していくため、学習活動を計画的に実施することが求められています。

本計画は、市、教育委員会と学校がICTを活用した教育の基本的な考え方と進めるべき方向性についての共通のビジョンを持ち、より効果的なICT環境の整備と活用方法を模索しながら、教育の質の向上につなげることにより、これからの「次代を創るおわせ人」を育成することを目的とするものでございます。

2ページをごらんください。

(2) 計画の位置づけと(3)計画期間について規定しております。

本計画は、第6次尾鷲市総合計画、尾鷲市教育大綱、尾鷲市教育ビジョンに定める基本目標、基本理念、施策等を踏まえて策定するもので、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5カ年とします。

次に、3ページをごらんください。

第2章、教育情報化の現状と本市の課題です。

(1) 国の動向としまして、文部科学省等のこれまでの動向を記載しております。

中段となりますが、新学習指導要領にも各教科等におけるICT活用について記載しており、その実施を見据え、2017年(平成29年)12月には、文部科学省が平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を取りまとめました。

また、(2)本市のICT環境の現状としましては、本市では2009年(平成21年)度に、市内全小中学校のコンピューター教室のデスクトップパソコンや有線LANの整備を進めました。

4ページをごらんください。

先ほどの文部科学省が提示した平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針と、本市の現状についての一覧表となります。

続いて、5ページをごらんください。

(3) 取り組むべき本市の課題として、ICT機器の整備や、その活用、情報セキュリティ対策などの課題等を記載しております。

6ページをごらんください。

第3章、計画の基本方針と整備方針です。

(1) 本計画が目指す姿として、下から3行目あたりからとなります。

本計画では、一つの道具、手段としてICTを活用することにより、子供の力を伸ばすことを目指しています。

その伸ばすべき子供の力とは、1、情報を収集する力、2、情報を読み解く力、3、論理的、創造的に思慮する力、4、学び合い、課題を発見、解決し、みずからの考えを形成する力、5、よりよい社会や人生のあり方について考え、学んだことを生かそうとする力と決めました。

次に、7ページをごらんください。

(2) 基本方針として、四つの基本方針を定めました。

まず一つ目は、学習プロセスにおけるICT活用で、学習プロセスの中で、ICTを手段とした効果的な活用を図ります。

次ページをごらんください。

二つ目ですが、授業での学習効果を高めるICTの活用です。

9ページには、ICT活用学習場面、そして、10ページには、各教科における想定されるICT活用学習場面を記載しております。

また、三つ目は、特別な支援を要する子供の教育におけるICTの活用において、特別な支援を要する子供の教育、指導にICTの有効活用を図ります。

四つ目は、教育研修の充実と情報セキュリティー対策で、研修等による教員の支援や、情報セキュリティーの向上を図ります。

12ページをごらんください。

(3) 整備方針についてです。

本市では、三つの整備方針を定め、具体的な取り組みを推進します。

一つ目は、次期学習指導要領の内容に対応したICT環境の段階的な整備で、新学習指導要領に記載されている「主体的・対話的で深い学び」を実現に向けたICTの整備、また、整備後の教員研修等を実施します。

二つ目は、教員の児童・生徒に向き合う時間の確保に向けた校務のICT化で、教員の負担軽減のため、ICTを活用し、児童・生徒と向き合う時間を確保し、授業の効率化、質の向上を図ります。

三つ目は、教育情報セキュリティーガイドラインに準拠したセキュリティー対策の実施で、個人情報を含めた重要情報等を守るため、セキュリティーポリシーを作成し、教育情報セキュリティー対策を推進します。

次に、13ページをごらんください。

第4章、整備に向けた具体的な施策として、具体的な整備内容とおおむねのスケジュールを記載しております。

(1) 全体計画や運用ルールなどの整備として、本計画及びセキュリティーポリシーを今年度に策定し、来年度から運用、検証を行います。

(2) ICT機器の環境整備として、ICT活用により子供の力を伸ばす授業の実現に向け、よりよい学習環境の構築ができるよう機器の整備を進めます。

後ほどスケジュール案を示させていただきますが、来年8月末日までの整備を目指しております。

次ページをごらんください。

機器の整備内容となります。

主なものとしては、大型提示装置は、パソコンと接続可能なディスプレイを普通

教室2クラスに1台を整備。なお、ディスプレイに装着することにより、電子黒板のように使用できる機器を各階に1台整備予定であります。

学習者用（生徒・児童用）のコンピューターは、各校のコンピューター教室に1クラス分の計160台、特別支援教室に計13台のタブレットパソコンを導入、指導者用のコンピューターは、各校のコンピューター教室に1台の計7台を導入します。また、教員が校務を行う際に使用する校務用コンピューターは、常勤の教員1人1台となるよう計130台を導入します。

無線LANにつきましては、普通教室で使用できるように整備いたします。

次に、15ページをごらんください。

（3）学習効果を高めるソフトウェア、サポート体制として、ICT機器を有効に活用できる教育ソフトウェアやデジタルコンテンツの活用方法の検証、授業研究や研修等を実施、また、サポート体制の構築を図ります。

16ページをごらんください。

（4）統合型校務支援システムの整備として、教員の多忙化解消に向け、校務支援ソフトの整備を図ります。

17ページをごらんください。

第5章、計画の推進体制です。

（1）推進体制の整備として、市長部局、教育委員会、学校が連携し、本計画の推進体制を整備します。

教育委員会は、学校の情報担当者等で構成する情報教育担当者会議を開催し、この会議によりICTの推進の充実を図ります。

また、同ページには、（2）教育委員会の役割、また、次ページとなりますが、（3）学校の役割を記載し、それぞれが中心となって実施する内容を記載しております。

続いて、別冊1-1、スケジュール（案）をごらんください。通知いたします。

本委員会において整備計画案をお示しいたしましたが、今後、さらに精査し、12月定例会で正式な整備計画としてお示しさせていただきます。

機器の導入につきましては、先ほど御説明させていただきましたが、令和2年8月末までの機器整備完了を目指しております。

近年の機器の供給不足も見られることから、12月定例会に債務負担行為を上程させていただく予定です。お認めいただけましたら、その後、入札、契約を行い、3月定例会に当初予算について御審議を賜りたいと思います。

なお、4月には、先ほどの情報教育担当者会議を設立し、本計画の着実な推進を図ります。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

ただいま係長のほうから、ICT環境整備計画（案）についての御説明がありましたけれども、これに対する御質疑か御発言を願います。

○三鬼（和）委員 1点だけ、ちょっとハードについて確認したいんですけど。

これまでデスクトップやったかな、があって、ウィンドウズ10にしないのかということを書いてきましたけど、今回、タブレットを導入することによって、それまでのデスクトップは全部廃棄して、もうタブレット型に移行していくという理解でいいのですか。

仮にウィンドウズ10に、教員用のがパソコンを使うというふうに。クラウド自体は別にタブレットであろうとパソコンであろうとどっちも使えるわけですけど、今、パソコン教室の部屋とかあると思うんですけど、そういうのはもうみんな、それも含めて、ハードはタブレット型にかえていくということですか、これは。

○山口教育総務課長 今言われた児童・生徒用のコンピューター室に1クラス分というパソコンなんですが、こちらについては、全てタブレット型を計画しています。

その理由といたしましては、コンピューター教室だけではなくて、普通教室、いわゆる一般の普通の教室にも、ここにも、整備内容にもあるんですけども、無線LANを整備しまして、そちらでも、通常の授業もパソコンを使った授業ができるように、持ち運びができるということでタブレット型を考えております。

教員用、校務用のパソコンなんですが、こちら、校務、学校での事務のために使うパソコンですので、130台と今説明させていただきましたが、こちらにつきましては、ノートパソコンを一応、今考えております。

○三鬼（和）委員 ということは、こういったような端末の予備に、我々、このキーボードをつけてあるんですけど、導入するのは画面がこれらより大きくて、ボードというか、いわゆるパソコンと一緒にの型式で、外したらタブレットになるという型式のを想定したらいいのですか、その辺は。

○山口教育総務課長 コンピューター教室の児童用のタブレット型パソコンについては、ドッキングさせて、通常の今まで使っていたモニターに映るような形で考えています。取り外しも可能です。各教室へ持っていくんですが、そちらのほうの

は、今あるタブレットよりも少し大きい、15インチぐらいのやつを想定しております。

○三鬼（和）委員 輪内中学であるとか、賀田小学校は割と小さいのであれですが、尾鷲小学校とか、尾鷲中学校、宮之上であるとかって、そこそこ生徒数が多い学校の1人当たりのこの占有率というのかな、使うあれは大丈夫なんですか。大規模校でも、そういったの、不足はないんですか。この配置、あれで。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 確かに、大きいところにつきましては、1クラス、例えば尾鷲小ですと、40名が一番最大なんですけれども、今、それを下回る人数ですので、例えば40台確保させていただいて、各クラスごとに使う場合には1人1台行くのと、あと、班別でグループ学習するときには、各教室4台、5台ずつすれば、学年全体で学習できるというのと。

確かに、おっしゃるように台数をもっとふやして、一遍にできるような環境が望ましいんですけど、なかなか現段階では、最大の人数が使えるようにということで、じゃ、それを何とか学校の中でうまく、時間割りを組んで、回していければと考えております。

○三鬼（和）委員 そういった場合、全国では、生徒1人当たり1人が使えるというところがあるんですけど、そのことによってまた。これは時代的な背景で、タブレット教育というのか、こういったICT教育というのはどんどん進んでいくと思うんですけど、そういったハードが整備できなかったことで、能力的な問題というのは考えなかったんですか、どうですか。

全国には、もう生徒1人当たり1台というところもあろうかと思うんですけど、小さいタブレットを含めてね。小さいって、10インチぐらいのを含めてあろうかと思うんですけど、そういったので教育がおくれていくというか、また、伸びない子が伸びないとかということになっていくということは危惧はないんですか。その辺はどうですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 今おっしゃるように、確かに、さわる機会の絶対的な時間数というのは、台数が多ければそれを確保されてまいりますので、あるのかなと思いますけれども。学校の授業の中で、そういった情報機器を使う時間というんですかね。各教科で、確かに、学習の中で大型提示モニターを使ったり、そういう形での学習はふえるかなと思うんですけども。あと、キーボード入力であったり、それは過去にも、今のパソコンを導入したときにも、1年生から順に時間割りを組んで、段階的に情報機器をさわる能力が発達するようになって、系統立て

て組んだ経緯もございます。

今、言われておるように、本当に少しでも遊んでおる時間がないように、各クラスで使えるようにということで、できるだけ機械をふやすよう工夫してまいりたいと、そういうふうには現段階では考えました。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○楠委員 このICTの環境整備というのは大切なことで、おわせ人づくりの前に、どこへ行っても、日本の社会の中でも、世界でも通用するような教育の方針じゃないと、いつまでたってもおわせ人だけということを使っていること自体がもう時代おくれということと、もう一点、子供たちのほうは、多分タブレットの使い方は、既に相当な技術力を持っていると思うんですよ。

ただ、プログラムを組める子もたくさんいると思うんですよ。そのときに教育者が実際、学校からの相談に対してサポートしますといっても、そのスタッフがどういうふうには手当てするんでしょうかね。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 確かに、教員部分の技術の向上というのはすごく大事なことで、実は、尾鷲市内には2名の者が中央のほうの、県のほうの情報教育の研修等で、各地域における指導者になるということで学習のほうをしてきております。

その2名の者が今、賀田小学校と宮之上小学校におるんですけれども、その者が一応、いろんなプログラムを組んだり、あるいは指導内容を検討したりということで、現在ももう動いている状況です。

来年度から実際に動き出したときには、情報教育担当者が集まり、その中心になる方をやっぱりいろいろ提案してもらいながら研修を進めるのと、あと、もちろん県教委のほうからのサポートもいただきたいと考えております。

ただ、機器のいろいろなトラブルは絶対あると思うので、そこら辺は業者の方と連携しながら、すぐに対応できるような形をとりたいと考えております。

○楠委員 あと、ICTの活用の学習場面ということで文科省が出している個々に応じた学習というときに一番困るのは、できる子とできない子が雲泥の差だと思うんですよ。そのときの教職のスタッフが今言った2人で回っていて、研修を続けたとしても、この5年間の実証実験的にいろいろ取り組みをされるんでしょうけど、実際、それで間に合うのかどうか。そこだけちょっと。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 パソコンの指導内容もそうですし、個々

の技術力、確かに差はあると思います。

その内容なんですけれども、実際に来年度から動き出して、今もいろいろ情報機器を使った学習というのはやっておりますけれども、そういう技術的に、普通の国語や算数のように、この子は秀でた能力があるので特別なことをさせるとか、なかなか授業の中では難しいかなと考えております。違う場面で使い方というのは工夫できるかなとは思いますが、そういったことを思っております。

以上です。

○小川委員 先ほどの三鬼委員のやつにちょっと関連しまして、1人1台ずつタブレットを持たすの、理想だと思うんですけど、今、尾鷲市の6人に1人ぐらい、就学援助、就学支援を受けていますよね。そういった子供たちは家にもパソコンのない子供たちもひとり親家庭ではいるんじゃないかと思うんですけど、そういった子供たち、先ほど楠委員さん言われましたけど、おくれてしまうんじゃないか。そういう子供たちのサポートというのをどういうふうに考えているのか、そこがちょっと心配なものですから。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 ありがとうございます。

本当にそういった子供は、ICTだけじゃなくて、普通の勉強の場面でもやっぱり苦勞している子、たくさんおりますし、学校では本当に今職員室に先生がおらん状況で、TTって、チームティーチングで、1人の担任に対して2人、3人の先生が中へ入って、一緒になって指導するという場面をたくさんつくっております。

ですから、今言われておるような、特に指導を要する場面は、学校現場で話をし、そういうチームティーチングの形をとりながら対応していけるかなと考えています。

○小川委員 いや、もし普通の家庭というか、家にパソコンがある子供でしたら、どんどん進んでいく。自分がおくれてしまう。勉強に対してやる気をなくしてしまう。どんどん格差というのが広がってしまうんじゃないかと思うんですけど、そのサポートというのは本当、大事なんじゃないかと思うんですけど、教育長だったら考えておると思うんですけど、どうなんでしょう。

○二村教育長 基本的に、家庭的に支援の必要な子供たちについては、まずは学び場づくりを行っていきいたいなど。いわゆる地域の中の学び場として、例えば公民館の一室を借りて、特に学習支援の必要な子供たちの学び場をつくる中で、そういった、今度、情報機器が活用されるような状況になった場合には、そこへの整備も含めて検討していきいたいというふうに考えております。

○仲委員 ICTの活用に業務改善が期待されているというのは、働き方改革の中でどのような具体的な改善がなされるか、ちょっとお聞きします。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 校務の業務改善というのは、特に、大きい、人数の多い学校では、成績処理であったり、それから通知表の作成であったり、それから年間、最後に、指導要録という一人一人の記録を作成していく作業がございます。

それを担任が一人一人、今言われた通知表もそうですし、その今まで手書きで、あるいはパソコンで今でも通知表等は入力作業とかやっているんですけども、いわゆる校務支援ソフトというのが、それが一体、連携するようなソフトがございまして、それですと随分先生たちの負担が減ることは確実なんです。

ただ、僕が一番思うのは、物すごいやっぱり金額的にも高額、個人的にも思います。これは幾ら要るといってもとか、考えるところがございます。

実際、教職員仲間で、今までもそうでしたが、いろいろプログラムを組むのが得意な先生もございまして、そういった先生方が自主的にいろいろエクセルなどを使ってつくってきたものを、今学校で共有して使っているという実情もございます。

ですから、業務改善といいますと、本当に小さい学校、大きな学校、絶対量が絶対違いますので、仕事の、子供にかかわる時間をちょっとでもふやすためには、やっぱりそういう、本当は連携して、全て本当に間違いなく上手に仕事をできるようなソフトがあればなど正直、思います。今そういったものを何とか整備できないかと検討しているというところです。

以上です。

○仲委員 よくわかりました。そういうことで期待しておるんですけど。

最後のスケジュールなんですけど、12月に補正予算計上、債務負担行為をとるということで、この時点で、今のいわゆる支援システムとか、タブレットの、機器の値段が、総額がつかんでいないと出せんわけなんですけど、これから作業に入ると思うんですけど、仕様書は説明はできんと思うんですけど、大体の機器とか支援システムはこの程度というのは、今の教育委員会のほうで仕様書、作成されるんですか。

○山口教育総務課長 そうですね。機器の台数とか、ソフトは、大体もう固まってきました。12月に、先ほど言ったように、正式なものをお示しさせていただこうと思うんですが、そこら辺、台数等がほぼほぼ決まっていますので、大体の金額はもうはじき出して、まだ仕様書はできていないですけども、今後、詰めていく予定ではあります。

○奥田委員　　これ、できるだけ早く整備してあげてほしいなと思うんですけど。

今、課長、できるだけ早く。大体の金額を把握されているということですけども、大体幾らぐらい追加が。概算で結構ですので、教えてもらえませんか。

○山口教育総務課長　　これはあくまで現段階ですけども、1億円前後の金額になろうかと思われま。

○奥田委員　　それは財源はどのような、今のところ、考えておるんですか。

○山口教育総務課長　　財源につきましては、国において、2018年から2022年までの5カ年で、単年度1,805億円の地方財政措置を講じるとなっております。ですので、尾鷲市においても普通交付税の参入ということで、この5カ年に入る予定となっております。

○奥田委員　　できるだけきちっと。お金の問題じゃないでしょうかとよう言うんやけど、きょう、お金の問題が出やすの、なんですけど、これはあれですか。財政のほうで、今回、財政見直し、出されましたけど、この1億円というのは加味されておるんですよね。

○山口教育総務課長　　当然、ここに至るまでには、財政課等々、協議はさせていただいております。ですが、財政見直しにと言われると、私、そこまで把握はしていないんですけども、当然、財政課等とも協議させていただいた結果、きょう御説明させていただいております。

○奥田委員　　多分入っていないんじゃないかなという気がするんですけど。入っていないもんね。まあ、いいですわ。また、いいです。

○野田委員　　関連ですけども、今、100%、5年間の起債になるわけですか、この1億という金は。

○山口教育総務課長　　起債はきかないです。機器の整備については起債がきかないということで、一応、現段階ですけど、これも現段階でなんですけど、5カ年のリースという形で検討します。

○野田委員　　今、リースというのは、一般財源の中で1億の。要は5年間リースということですか。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○三鬼（和）委員　　ちょっと先ほど機器のことであれしたんですが、今回導入する児童用というのか、児童・生徒用のやつについては、セルラータイプというのは、そういうのはないというんですか、整備はしないんですか。全てWiFi使用の、校内というのか、教室というのか。

というのは、二つあると思うんですね。課外授業というのか、これにタブレットが使えれば、例えばふるさと教育であるとか、そういったものが使えれば、非常に有効であるというのと、これから、先ほどもITのことで、日本中、世界中、これ、もう避けて通れないツールになると思うんですけど。仕事であっても、教育であっても。

そういった中では、書いたりとか覚えるのに比べると、これは引き出しの引き方を、どこにどれがあるかという、引き出しをこうするというののセンスというのか、これが必要になってくるわけじゃないですか。それが教室だけでこうやっておるよりも、課外授業的なもので使うほうが、そのツールを使いこなす能力がどんどん進むんじゃないかなということから、セルラータイプというのにも必要ではないかなと。

県内であるとか、ほかの学校では、こういったセルラー。通信代、またかさんできますので、本市においては大変だと思うんですけど。ほかのことを節約してでも、子供たちというのか、教育にける費用は、この際、へつめられないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。あと、そういった検討とか議論はしなかったんですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 ありがとうございます。

本当にセルラータイプ、夢のような話で、実際、タブレットを使う以前に、例えばデジタルカメラ、あれを学校に入れていただいたときでも、あれを子供たちに持たせて、それで社会見学とか外へ行って写してきたやつを持って帰ってきて、それをパソコンに取り入れて、それをパワーポイントに張りつけて、発表会をするとか、そういう段取りをやっていくだけでも、いろいろ時間もかかってやっていました。

今回、恐らくタブレットにつきましては、外へ持って行ってするという部分では、例えば一番多いのはやっぱり理科の学習であったり、何かを写して、動画を撮って、それを共有するだとか、あるいは体育でマット運動の動きを動画で撮って、それをチェックするだとか、いろんな使い方が可能になるかなと思うので。ただ、校外学習に持って行って、そこでインターネットにつないでというのは、今回、経費のこともありますので、そこまでは考えませんでした。

○三鬼（和）委員 クラスというのか、クラスで仮に1台なり2台なりというか。

これも全てタブレット方式はカメラもついておりますし、1台で非常にいろんなことが広がりますしね。私自体が年をとって行く中で、スマホをやったりとか、タブレットをやったりしたりとか、あと、ブログやとかフェイスブックをすることによって、多分、こういった機器にかかわることで、自分が年をとって狭くなるのが

とめられておるような気がして。反対に、子供だったらもっと広がるというのか、今以上に広がるものを持っておると思うので、費用的な問題もあろうかとは思いますが、例えばクラスに1台とか何台かはセルラーのまして、ふるさと教室であるとか、課外授業のときにもそれを活用して、子供たちの能力とか感性を伸ばすというのかな、そういうときにつなげることは検討したいと思うんですけど、その辺はどうですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 ありがとうございます。

今のお話でも、セルラータイプ、一体どういった形で、幾らするのか。それから、恐らく、あれ、月々の契約で、支払いもすごく高い金額が発生してくると思いますし。何より僕も思うのは、このタブレットが軽くて丈夫で、落としてやっても少々壊れやんというのではええんですけれども、走り回って持っていくようなものではないと僕は認識しております。

ですから、本当にセルラータイプ、もし入れたらどんなものかなというのをちょっと調べてみようかなと今思っておりますけれども、なかなか導入までは、また今後、検討させてください。

以上です。

○野田委員 確認ですけれども、この1億円という部分は、小学校と中学校を含めてですか。というのは、指導要領が令和2年と3年ということですので、どのような資金配分をされるのかなと思いました。

○山口教育総務課長 委員さんが言われるように、令和2年に小学校、3年に中学校の新学習指導要領はスタートするんですけども、機器の整備等については一括で、来年度に予定しております。

というのは、やっぱり一括で購入したほうが当然安いですし、そういった環境にもいち早くなれていただこうということもありますので、一括でというふうに考えております。

○上岡副委員長 やっとな皆さんに説明していただけたところまで来て、私は大変うれしいんですけども、先ほどからパソコンのことを言われているんですけども、多分、ツーインワンにされるんだと思うんですが、何インチを今考えているのか。考えているインチ数。

次に、電子黒板。電子黒板にも種類がいろいろあります。安いものから高いものまで。プロジェクターを使うような電子黒板があります。それ、どういう電子黒板を採用しようとしているのか。

教員用のパソコンですね。非正規、正規おられます。常勤には、多分、1人1台と思うんですけども、非常勤の方、1日2時間とか、1時間とか。

ただ、大きな学校だと、中学校だと、午前中に3人も4人も重なる場合があると思います。どういうふうに、1人何台体制にするのか。あと、幼稚園にも常勤、非常勤おられると思います。

教育委員会。今度は校務用パソコン。校務用パソコンを使うとなると、先生が仕事の効率化を図るために入れていただけるんですけども、教育委員会も、それは中身をチェックする、確認する必要があると思います。教育委員会にこれは入っていないんですよ、今、台数が。それをどうするのか。そのあたり、ちょっとお聞かせください。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　　まずは、さっきの常勤、非常勤の部分です。

基本的に、常勤の先生方、正規採用、講師の方も含めて、1台ずつ使えるといた。

あと、非常勤の方につきましては、これまでも1台を共用して、例えばプリントをつくったり、あるいは自分の子供に何かする場合のいろんな教材をつくったりというのはございましたけれども、コンピューターにずっとかじりつきという時間がなかなか、非常勤の方の場合、ほとんど1日3時間とか限られておりますので、そこら辺は予備機を入れて、仲間を使っていただくということで今用意をしております。

○山口教育総務課長　　先ほどのツーインワンのパソコンの大きさと、あと、電子黒板のことですかね。

（「タブレット。ツーインワンタブレット」と呼ぶ者あり）

○山口教育総務課長　　タブレットについては、ごめんなさい。先ほど15と言いましたが、10インチです。今の皆さんが持っておられるタブレットとほぼ同型、大きさとかこれぐらいかなというところです。

あと、電子黒板なんですけど、テレタッチと言われる、いわゆるそのまま電子黒板ではなくて、大型提示装置、大型のモニターに電子黒板の機能を持たせるような機器をつけて使うような形のものを今導入する予定でおります。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　　教育委員会の中に同じ機器をとというのは、今、もう学校のこと、幼稚園のこととそちらへ予算を組んでいますので、教育委員会の中で同じものというものに入っておりません。

○上岡副委員長　　今のお答えに対してなんですけれども、まず、ツーインワンの

10インチというものです。これは全国で言われている、デメリットばかりなんですよね、10インチというのは。だから、その辺も本当に研究しているのかなというような感じに今受けて、ちょっとびっくりしているんですけども。本当に真剣に各先進事例、見ていただいて。10インチは本当にデメリットばかりなんですよ。

13インチになると小学校3年生とか重いので、プラスタブレット、10インチのタブレットを台数分そろえるというのが今主流になってきている。ほかにもいろいろありますけど、いろんな方法はありますけど、この10インチというのは中学生が使うときにはエクセルをしようと思うと大変だし、中学生まで考えていると10インチはもってのほかなので、もう一度、ちょっと検討をしてください。ここでは検討はいいです。

あと、電子黒板なんですけれども、今聞いていると簡易の電子黒板というふうな考え方なんですけれども、本当にデメリットがないのかどうか、これももう一度、じっくり考えて、事項、掘った報告をしていただきたいと思います。

教員用なんですけれども、情報機器セキュリティーポリシーというのを何度もうたっています。何度もうたっていますので、1台のパソコンで複数の方が使うときには、各先生に再ログイン、IDとパスワードを入れて、必ず終わったらログオフして、違う人にはというような、徹底しないとイケません。じゃないと、同じログインで入っていたら、どこでどうなるかわからないですから、その辺も十分気をつけて検討をしていただきたいと思います。

私もある程度情報を見ていると、教育委員会でも必ず教員と同じようなパソコンが入っています。というのは、大川先生のような教職員でありながら教育委員会におられる方がおりますので、学校現場の教職員が使われるパソコンでデータが見えるようなパソコンではないと、一々行かないとイケません、その現場まで。これも十分検討。あとの細かいことはまたおいおい出かけていってお話ししたいと思いますけど、そこはきっちり。

ですから、今聞いていると、本当にどこか見に行ったりしているのかなと思いますので、先進事例。伊勢でも先進だし、津でも。津はもう校務パソコンが入って、今やっていますから、その辺も行って聞くようにしてください。

以上です。

ちょっと辛いことばかりいいましたが、よろしくお願いします。

○山口教育総務課長 ありがとうございます。

先ほどののはタブレットの件なのですが、私の聞き間違いかも知れないんですけど、ドッキングさせるモニターのほうは17インチです。モニターとしては17インチです。取り外してタブレット型になると10インチという今現状です。今の案としましては。

(「二つあるの」と呼ぶ者あり)

○山口教育総務課長 二つ、はい。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 済みません。今までデスクトップで使っていたモニター、17インチモニター、ありますでしょう。あれにドック、かちやっとしたら、もうそのモニターがこっちへ、17インチのほうに動きますので、それで入力だとか、エクセルだとか、それを使って。それで、単体でタブレットとして使うときには、ドックから外して持ってくるという、そういうふうなことです。

(「どういう(聴取不能)使っているんですか」と呼ぶ者あり)

○大川教育総務課学校教育担当調整監 17インチです。

(「モニターは」と呼ぶ者あり)

○大川教育総務課学校教育担当調整監 済みません、モニターが17インチで、それでこれをドッキングさせるようになっています。そういう仕様です。

○上岡副委員長 ちょっと時間がかかるので、もう一回だけにしますけれども。ということは、タブレット自体にはキーボードがついていない。

タブレットのキロ数だけ教えてください。何キロ、何グラム。予定で。わからなかったら、今度またゆっくりと。予定の。

○三鬼(孝)委員長 それはわかるんですか。

○上岡副委員長 今度、次回で結構です。また連絡いただければ。

○山口教育総務課長 先ほどの続きですが、電子黒板とか、先進市のという話があったと思うんですけども、今後、使い勝手、また現場の学校のほうとも協議して、よりよい使い方ができるような機器の導入を目指していきたいと思います。

○丸田教育総務課係長 先ほどの1台の重さ、タブレットの重さなんですけど、1台635グラム程度になる予定です。

○上岡副委員長 今の考えている17インチをドッキングさせてというのを、一応、簡単なイラストでいいので、今度からそういうのを。ちょっと特殊な場合だと、イラストを提示するようにお願いします。

○野田委員 今に関連する話なんですけれども、民間に、企業なんかにおいては、行政でもそうだと思うんですけども、この計画の作成の仕方なんですけれども、

富士通とか、ああいうところ、ICTの教育とかということで、ネット上にぼんと出てきているわけなんですね。

何を言いたいかという、そういう情報を、やはり尾鷲の将来の教育のICTをどのように活用するかという将来像も含めて。そういうお金ってかからないと思うんですよ。

ですから、そういうイメージ、どういう構想があるのかという部分を十分。業者も、業者というんですか、そういう専門のところもありますので、大手じゃなかった。そういうものを含めて考えていかないと、どこかで行き詰まってくると思うんですよ。

ですから、そういう意識を行政として持つか持たないか、大きな教育の差になっていきますので、そこら辺は金がすぐ要るからできないとか、そういう問題じゃなくて、ここぐらいの段階で、将来的にこういうイメージでICT教育をやっていくというようなものを構想を持っていないと、行き当たりばったりの教育になってしまうと思いますので、その点だけちょっとよろしくお願ひしたいと思うんですが、いかがですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　　今の尾鷲の子供たちに対してということで、基本的には、ICTの機器は本当にさわるなければいけない子供たちです。そういったものが今後もずっとつながっていきますので、本当に一人一人が目的をきちんと持って、それに向かっていくためにどういうふうなことをすればいいのかというような考える時間をやっぱり大事にしながら、教育していかなければいけないし、尾鷲の子供たちは本当にどこへ行っても、課題にやっぱり直面したときにその課題をどうやって解決していけばいいのかというような、恐らく今度の新学習指導要領に示されているような考え方というのがすごく大事だと思いますので、そのICT機器を使って、そういった力をどういうふうに引き出していくか、つけていくものかというのを今後も研修していきたいと思います。

○野田委員　　ちょっと大川調整監と私の言っているのとかみ合っていないと思うんですけども。

私は、教育委員会として尾鷲の子供たちの教育をする上で国の指導方針とかってある中で、そういう民間の大手のICT教育とかという部分の、富士通とかいろんなところがありますけれども、そういうところって、尾鷲に当てはまるかどうかは別としまして、教育委員会として知っておいたほうがいいなというような情報というのはたくさん持っているわけなんですよ。そういうものをある程度、教育委員

会として。

ただ計画をつくるのではなくて、尾鷲の教育にとって、今後の将来も含めてどう
いうふうな形の I C T を導入していったらいいのかという部分は、それは教育現場
ではいろいろ話はしないといけませんし、それとは別個に構想という部分を持って
おかないと、やはり僕は行き当たりばったりの教育になってしまわないのかなとい
うちょっと危惧をしましたので。

こういう計画をつくるときは、自分のところの教育委員会の原課だけでどうこう
じゃなくて、その前に、そういう情報の専門的に持つておる民間の企業というのは
すごく持っていますから、そういうものを収集するなり。金も要りませんから、そ
んなに、話を聞くのは。

いろんなやり方というのは、その前段階で、計画をつくる前段階で、今後やって
おかないと、もう目先のことしか考えないことになってしまうのやないのかなとい
う心配をしますので、一言、ちょっと注文をつけさせていただきます。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 もう一遍確認するけど、これからの教育というのは、電子黒
板へ映して、タブレットで生徒がいろいろ入れたり、その電子黒板へ、回答とか、
そういったことになるという教育が始まると思うんですけど。それで、一応グル
ープで使うということで、17インチぐらいのディスプレイというのかな。グルー
プ形式でやるんやったら、こんな10インチとか12インチだったら、ちょっと小
さいので。1人1台だったら、A4サイズでいいかなとは思んですけど、そうい
うのがあって。

多分、簡単に言うたら、パソコンのこのディスプレイが外せるやつというイメー
ジ。あれですよ、アイパッドとかそんなのじゃなしに、ウィンドウズでもあるわ
けですので、多分、そういったのかなとはイメージできるんですけど、それが教育
のタブレットを導入するという携帯性とかも含めた中で、その17インチというの。
これは大は小を兼ねるで、17インチにするのかなというところもあるんですけど。

先ほど言ったように、携帯性を踏まえてね。セルラー方式をやらんということな
ので、10インチは要らないかなとは思んですけど。ほとんどW i F i で、校内
しか使わんということですから、あれなんですけど、どうなの、先々、財源的な問
題も含めて。何か聞いておると、大は小を兼ねたような、今までのデスクトップの
かわりの、ウィンドウズも10にしていなくても含めてやってしまうというように

しかとれないんですけど、大丈夫ですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 済みません、僕の言葉が足らなかった。説明が。

17インチモニターというのは、今でもデスクトップで使っています。そのモニターは、それはそのまま生かして、その配線でそういうドックにこれを、10インチのやつを設置します。設置したら、普通のデスクトップパソコンと同じように、17インチモニターが使えますので。

ですから、17インチモニターとこの10インチ……。

(「それはわかりました」と呼ぶ者あり)

○山口教育総務課長 はい。

○三鬼(和)委員 それだったら、A4サイズにするか、10インチするか、もう一度、ちょっと考えていただくほうがいいと思います。A4サイズだと、今まで使っておったような大きさがそのままですから、10インチを使っておるとかなり小さいんじゃないですか。

セルラータイプでそないに外までも持っていかないと、教室だけでやるんだったら、私はA4サイズをされるほうがいいのじゃないかなと思いますけど。その辺、ちょっと先進事例も踏まえて、再検討していただきたいなと思います。

○山口教育総務課長 今おっしゃっていただいた大きさは使い勝手等も含めて、財源も当然関係してくることですので、先進地も含めて今後検討していきたいと思います。

○三鬼(孝)委員長 ありがとうございます。

他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、これで学校ICT環境整備計画(案)についての審査を終わります。

続きまして、平成30年度教育委員会の活動の点検・評価報告について、総務課から説明をしていただきます。

○山口教育総務課長 続きまして、平成30年度教育委員会の活動の点検・評価報告書について御説明いたします。

詳細につきましては、資料で御説明いたします。通知いたします。

○丸田教育総務課係長 では、別冊の資料の2、平成30年度教育委員会の活動の点検・評価報告書をごらんください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。

1 ページをごらんください。

I はじめにとして、点検・評価制度の趣旨を記載しております。

下の四角で囲っている部分となるんですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に、教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行について点検・評価を行い、結果を議会に報告するとともに、公表しなければならないとされており、今回、皆様に報告させていただくものであります。

また、同条第2項には、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、後ほど御説明させていただきますが、第三者評価委員として、元宮之上小学校校長の山本樹先生と社会教育委員長の湯浅祥司さんのお二人に評価をしていただいております。

2 ページをごらんください。

点検・評価の対象、それから評価の判断基準について記載しております。

評価は、施策を構成する主な事業の達成状況をA、B、C、Dの4段階の評価基準によって評価していただいております。

続いて、3ページには、尾鷲教育ビジョン体系図、そして、4ページには、施策体系図を記載しております。

5 ページをごらんください。

II 事業評価として、平成30年度の主要施策である25の事業についての評価一覧表となります。今年度につきましては、全てA評価をいただいております。

続きまして、6ページから30ページになるんですけれども、その対象評価である主要施策の成果及び実績報告を載せております。

こちらの詳細報告につきましては、後日、委員会の決算報告の際に御説明させていただきますので、省略させていただきます。

続きまして、31ページをごらんください。通知いたします。

III 教育委員会の活動状況としまして、教育委員の選任状況、教育委員会の開催状況、そして審議状況について、そして、次ページにですが、他の主な活動について掲載しております。

続きまして、33ページからは、IV 第三者評価として、先ほど申しましたが、第三者評価委員2人の方に評価をいただいております。

33ページから37ページまでは山本委員による評価、そして38ページから43になりますが、湯浅委員の評価を掲載しております。

続いて、44ページをごらんください。通知いたします。

44ページから50ページまでになりますけれども、V 教育委員による評価としまして、教育委員からの評価を主要施策別にそれぞれ評価していただきまして、一つの事業ごとにまとめて記載しております。

なお、この教育委員会の活動の点検・評価報告書につきましては、今後、市のホームページの掲載、そして各センターへの配布等を行いまして、広く公表していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ただいま、平成30年度の教育委員会の活動の点検と評価報告書についての説明がありましたけれども、御質疑ありましたら、御発言願います。

○楠委員　評価の判断基準は前年度も一応教育長のほうから、A、B、C、Dのこの考え方は確認はしたんですけど、5ページの1から25までに評価Aとなるところですごいなと思うんですけど、予定どおり進捗したというのは大体普通ですから、私から考えるとCですよ。できて当たり前の話なので。

次の事業施策の目的達成に大きく貢献した、その理由はわからないというのは、各教育委員の皆さんが指摘している内容があるにもかかわらず、目的を達成に大きく貢献しているという、この辺の考え方がどういうふうに整理されたのか教えてください。

○二村教育長　今、楠委員が御指摘のように、まず、事業評価を達成できたかどうかというふうなことで、ひとつAの表示がついております。

それから、それぞれの部分で、やはり幾つかの課題が出ております。それについては次の取り組みの中で、取り組み課題として掘り返していきたいというふうに考えております。

○楠委員　その取り組んでいただくのは、これは結構なことなので。

そうすると、Aが悪いとかBが悪いじゃなくて、基本的には、「一定の成果はあるが取組を強化する必要がある」というところのBのところになるんじゃないかなと思う。通常の人が見たら、これ、A、ええって、言葉は悪いですけど、そういう話になるんじゃないかと思うんですね。ですから、基本的に、評価の考え方が悪いとは言わないけど、何で評価がAになったのかというところを入れないと、一覧表を見ただけではというところはあると思うんですね。

やはり教育委員の方がいろんな指摘とか課題を提供してくれているのであれば、

これに取り組むために、今はBです、Aを目指しますというほうがもっと仕事をしているイメージが見えるのかなと思うんですね。Aだともう到達点、通り過ぎちゃっているんで、基本的には、それがなかったら100点満点なので、120点なので、それを言うと、もう事業評価とか点検の報告書なんて要らないですよ、極端な言い方をすれば。そういうところの考え方です。

○二村教育長　　確かにおっしゃるとおりでございます。

現在、事業評価の対象となっておる事業の実施に当たっての目的そのものが比較的狭い目的になっておりまして、大きな目標というふうな形のものよりも非常に狭い形のものでありますので、ある意味、評価としては、事業達成としては、事業は達成できた。

もう少し、じゃ、例えば、九鬼・輪内地区スクールバス運行管理事業について考えたときに、最近、予報の制度が正確で詳しくなって、警戒レベルも非常に正確になってきている。そういうふうな中で、急峻な311号におけるバス運行のとき、この予報についてはどうなのというようなことを考えたときに、これについてはもう少し細かな対処をしていく必要があるよなというようなことで、いわゆる事業そのものの評価と今の気象状況を考えたときに、じゃ、ここのところをもう一つ踏み越えてどうしていくかと考えたときに、この、いわゆるバス事業の目的そのものをもう少し見直していかないと、評価との整合性みたいな部分で少しずれを生じておる実態がございますので、今後、事業を組み立てていく際のその辺の目的のあり方、また、今指摘された評価について、ある意味、考え方によってはBではないかというふうなことになるかなと。

それは正直、私、そういうふうに思いますので、その辺の目的、また、今後のこの評価のあり方を含めて、検討させていただきたいなというふうに思います。

○楠委員　　最後にもう一度確認だけさせていただきます。

この評価のA、B、C、Dをつけるのは、教育委員会なのか、それとも第三者の評価委員会なのか、その辺のすみ分けは。

○二村教育長　　まず、手順としましては、各事業について各教育委員にそれぞれに評価をしていただきます。そして、当然、第三者の方々にも評価していただきます。それを寄せた形で、一応、評価の一覧表をつくって、それについて議論をして、最終的な評価を行うという手順でやらせてもらっています。

○三鬼（孝）委員長　　他にございますか。

○南委員　　楠委員さんの、僕も似通った考え方なんですけれども、ほとんど25

項目がAということは、もうパーフェクトということで教育委員会のほうが理解をして、事業は進めておるのかなという思いがするんですけども。

やはり時には、僕はAの評価があってもしかりだと思えるんですけども、通常、僕においても、個人においても、自分自身の評価をするのやったら、Cやとか、A、B、Cのよく行ってもBぐらいの評価をつけると思うんですけど、そういった意味では、Aもあってしかるべき。

しかし、努力目標としていろんな審査委員の意見を聞いていますと、やはり一考するところがあるという意見がかなりありますし、やはりこの中でも、僕はBをつけても、努力目標としてする意味でもよかったんじゃないのかなという思いがするんですけども。

やはりこの評価制度の一回、見直しも必要じゃないのかなということで、ぜひとも努力目標、パーフェクトじゃなしに、ある意味では、努力目標も残したAでBという評価もあってもいいんじゃないかなという思いがしました。どうですか、教育長。

○二村教育長 本当におっしゃるとおりでございます。目的、あるいは、まず、目標をどこに設定するかによって、評価のあり方というのは違ってまいりますので。

当然、目的、目標の吟味と、それに見合った評価のあり方、また、評価規準等を作成して、もう少し、何が成果であり、何が課題として残ったのか、それをやっぱりわかりやすくする意味では、今、南委員がおっしゃったような、いわゆるBとついたときに、どこが評価をされてどこに課題があるのかというのはよく見えます。Aとなったときには、当然、全てやれて課題はないのかなというふうな印象を受けますので、その辺のあり方については検討を要するなというふうに思います。

○三鬼（和）委員 教育長が言われるのはわかるんですけど、課題としてやっぱりこの評価委員であるとか、教育委員さんの言葉を見ると、教育委員会のほうとしては予算をつけて、目的に沿って事業が消化できたという形だろうと思うんですけど、評価委員の方々とか教育委員さんはそれに対してまだ、評価もしておるけど、もっとこういうところを望みますとか、こういったところに期待しますというのがあるというところで、A、B、C、Dのつけ方って余り変わらんとは思うんですけど、そのギャップは確かにあるかなと思えますもんで。我々、また、これ、決算でもちょっと生きてくることになってくるとは思うんですけど。

その辺は、今後、教育委員さんとか、評価委員さんとか、基準のつけ方。別に、Bでやって、ほぼやっておるけど、もう少しここを伸ばしてほしいとか、ここを広

げてほしいので、それができたときにAになるというのも、今、南委員も言われたようにしかりだと思imasので、この辺はちょっと再考していただけるよう。我々のほうがもっと評価の評価をしやすいのではないかなと思imasので、よろしくお願imasします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで平成30年度教育委員会の評価報告について審議を終了します。

続きますて、オープンウォータースイミング三重オープン2019尾鷲について、生涯学習課長のほうから説明をいたさせます。

○野地生涯学習課長 それでは、先般開催されましたオープンウォータースイミング三重オープンについて報告させていただきます。

資料を発信させていただきます。通知いたします。

資料2、7ページをごらんください。

大会運営組織としては、主催の三重県水泳連盟を初め、主管として尾鷲市スポーツ協会、紀北水泳協会、後援として三重県、尾鷲市、尾鷲市教育委員会、協力団体として三木里地区会、紀北消防組合、尾鷲総合病院など、その他大変多くの皆さんの御協力のもと開催されました。

今回の参加者につきましては、表にありますとおり、距離別には5キロ、3キロ、1キロ、500メートルで争われ、また、距離別に各部門が設けられております。各部門の参加人数については、ごらんのとおりであります。

ことは、申し込み者の方が全体で294名、直前の台風の影響もあり、心配されましたが、当日の出場者が250名と過去最高の参加者となりました。大会当日は天候にも恵まれ、無事に大会を終えることができました。

8ページをごらんください。

申し込みベースでの参加者数の推移ですが、2016年33名、2017年106名、2018年202名ということで、当日の開催は台風でできなかったんですけど、202名の応募がありました。また、2019年は294名と順調に参加者は伸長してきております。

しかしながら、課題も多くありますことから、ことしの改善について御報告させていただきます。

御存じのとおり、三重オープンについては、4年前より三重県水泳連盟と連携し、

国体競技として本市への競技誘致を目指し、取り組んでまいりました。昨年夏には三木里海水浴場での開催が正式決定され、今後は、国体の成功とともに、国体後も三重オープンが継続して発展、開催されるよう振興してまいります。

しかし、今回の三重オープンにおいては、スタッフ連携や運営、来賓、来場者、参加者への対応、地域への周知と連携などの面において幾つかの課題があり、今まで以上に行政と住民が一体となり、市民や関係団体などと連携して取り組むことの重要性を再認識しているところです。

今後は、これらの課題を着実に改善するとともに、運営体制についても関係機関、団体、市民と連携するとともに、運営マニュアルを作成し、国体への準備を進めてまいります。

また、来年の三重オープンにつきましては、国体のリハーサル大会と位置づける中で、運営やテント配置、計測方法など、できる範囲で2年後の国体と同様のやり方も取り入れながら開催し、本番に向けた課題を洗い出し、全庁を挙げて、三木里地区を初め関係団体の皆さんとも十分連携のもと、取り組んでまいりたいと考えております。

これら国体を通じた取り組みは、スポーツ活動の普及、発展はもとより、豊かな地域資源を初め、尾鷲の魅力を全国に発信する絶好の機会であり、地域活性化にもつなげていきたいと考えております。今後とも御協力のほどよろしくお願いします。

9ページ、10ページについては、今大会の順位等の結果を掲載しておりますので、これについては後ほどごらんください。

当課からの報告事項については以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

オープンウォータースイミング三重オープン2019尾鷲の説明、ありましたけど、御質疑のある方は申しつけ願います。

○野田委員 どうも報告ありがとうございます。

やはり課長の説明にありましたように、いろいろ課題もあると思いますので、来年、プレ大会になりますので、それに向かってスケジュールというか、このときここでどういうことをやっていくという情報の共有を図りながらアクションを起こしていかないと、言葉だけではやっぱり前へ進まないと思うんですよ。

気持ちの盛り上がりもありますし、地域の一体感というものも重要になってきますので、早急に、来年の7月28日ですか、オープンウォータースイミングが、もう日は決まっているんですから、ここに書いてある主催の三重県水泳連盟とか、あ

と、尾鷲市のスポーツ協会、紀北水泳協会とかありますから、そこら辺の大会としての一体感の情報の共有化を図って、そこから関係するところは観光物産協会とか、教育、生涯課だけではできないと思いますので、そこら辺は課長のほうでやっぱり発信して、どんどん話を広げていかないと、それでそういう形で他の担当課にも協力してもらって、そして尾鷲としてどうしていくのかという部分をきちっとしたものを明確にしていかないと時間だけたっていくと思いますので、そこら辺、よろしくをお願いします。いかがですか。

○野地生涯学習課長　　今、野田委員おっしゃっていただいたように、まず、庁外の関係団体の皆様、市民の皆様、また、庁内の全庁的な各課連携ということも含めて、庁外庁内含めて連携、情報共有を務めながら、運営体制を組んでいきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○奥田委員　　私はそれなりによかったのかなと思うておるんですけど。

　　というのは、台風があったでしょう。それで、本当に当日開催するのかなという感じもあった中で、それなりに盛り上がったのかなといった評価、僕なりはしているんですけどね。

　　それで、この前も9月4日だっけ、僕、たまたま名柄町が実家やもんで実家のほうへ行ったら、きょう7時から反省会みたいなのをやるみたいでという話があったもんで、ああ、そうなんですかってちょっと傍聴させてもらったけれども、反省会じゃなくて、お礼でしたっけ、課長。課長らが出向いたのは。お礼。7月の報告と。

（「報告と」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　　報告とお礼ということか。

　　そういうことで、役員の方2名と女性の方2名、4名の方に説明をされてましたよね。それで、いろんな意見、出ていましたけれども。

　　僕、思ったのは、市長はかなりこれは地域振興でチャンスなんだということを言われておったし、この前も全庁挙げてこのオープンウォータースイミングをやるんだということを言われていましたよね。だから、もっと市役所職員の皆さん、協力してやらなあかんなど、市長があれだけ言うんやからね。僕はそのぐらいの気持ちでやってほしいなと思うんやけれども。

　　やっぱり僕は1個思ったのが、あの話を聞いていて、競技をやるのは県の水泳連盟ですか。ですよ。だから、競技をやるその水泳連盟は、競技ができたらいんですよ。競技が成功できたらいという考えだと思うんですよ。じゃないんです

か。でも、尾鷲市とか、地区会の人たちというのは、これを機にやっぱりおもてなしもしたいし、地域振興につなげたいという気持ちでしょう。僕はそここのところ、ちょっとギャップがあるのかなという感じがするんやけれども。そうやもんで、その辺のところを課長とか市長とか、やっぱり水泳連盟との連携というのもきちっとってほしいなと思ったし。

それと、地区会の人らも今回、売店も出したいんやとか、いろんなことをおもてなししたいと思っても、いや、そんなのせんでもええとかという話も地区会の中でもあったとか、市からも余りそういう連絡もなかったとかという話もあったので。多分、地区会の方は、あの話を聞いていると、やっぱり会長も言っておったみたいですから、おもてなししたいんやということを言われておったので。

だから、やっぱり地区会の人たちの意見をまとめてもらって、どういうことをしたいのかというのをまずまとめてもらって、それで、課長らときちっとした綿密な打ち合わせをしてもらって、それで。ただ、その地区会も、地区会に入っている人と入っていない人がいますから、三木里も。だから、その辺のところをまず。でも、地区会なのかな。その辺の地区会の意見、まとめてもらって。

やっぱりもっとどんどん、上までもつくられるときき言われていましたでしょう。だから、その前にきちっとしたコミュニケーションをどんどんやっていったら、僕は問題ないんじゃないかなと思うんですけどね。その辺、どうですかね。課長、そんなに僕は難しい問題じゃないとは思うんやけど。

だって、おもてなしをしたいと言っておるんやもん。してくれると、俺ら、どんどん協力するよと言うてくれておるんやで。それは市としても全庁を挙げてやる言うて、市長も言うておるわけやもんで、これは協力してもらったらええ話やし。そう難しい問題じゃ、僕はないと思うんやけど、いろいろ話を聞くんやけど。どうですか、その辺。

○野地生涯学習課長　三重県水泳連盟の方々も、競技はもちろんなんですけれども、本当に地元との協力とかそういうのにも心を砕いてしていただいているところも、十分そういう面でもあるんです。

それを自分らも、県水連の方々、あと地元の方々、その人たちのところをきちっと一体となって話すことがやっぱりもっとも重要なんだなということを本当に今回、再認識させていただいたので、その部分、十分コミュニケーションをとりながらやっていくことで、奥田委員言っていたように、その辺のことについては解決していけるというふうに思っておりますので、今後についても一層努力して

まいります。

○奥田委員　だから、本当、その辺のところを、課長、非常に三木里の人が熱いもので、熱い気持ちを持っておるもので、だからその辺のところを踏まえて、どんどんやってもらえるように。やると言うているんですから、言うてくれておるわけやもので、うまいこと、その辺を活用させてもらおうと、尾鷲の経済振興に。どんどんやったらええと思うんですよ。

それで、水泳連盟の方々も、それは競技を成功させたいと思っていますよ。それがまず第一ですね、水泳連盟なんか。水泳連盟なんかというのは、水泳連盟はね。

でも、やっぱり手づくりでも何でもいいんですよ。オープンウォータースイミング、ようこそ、三木里へとか、手づくり、どんどんどんどんいろんなものをつくって歓迎したら、それ、嫌だって言いませんよ。喜んでもらえるじゃないですか。

だから、あれだけ熱い気持ちを三木里の人は持っておるんやで、僕はもう規制をかけんでもええと思うんですよ。どんどんやってもらえることをどんどんやってもろうたらええじゃないですか。

まだ温度差がありますけどね。だって、当日でも、きょう、何かあるのという三木里の人もいましたからね。だから、温度差はまだあるけれども、でも、あれだけの熱い気持ちを持っておるんやったら、市も、いや、どんどんやってくださいよと、もう歓迎歓迎でいいじゃないですか。ようこそ、三木里へといっぱい張ってもらっても構わんわけですし。構わんのでしょ、別に、そんな。規制がある、何か。おもてなしをしたいと言うておるんやからさ。

僕は本当、それこそお祭り騒ぎでええと思うもので、どんどんやったらどうかなとか。市長、全庁を挙げてと言うておるんだから、それぐらいやったらどうですか。課長、どうですかね。僕はそんなに難しい問題じゃないと思うけどな。

○二村教育長　オープンウォータースイミング、4年前と比べれば本当に雲泥の差で、たくさんの参加者の方が出られるようになってまいりました。これは本当に、ひとえに、三重県の水泳連盟、また、紀北の水泳連盟のおかげでございます。ここまですーっと盛り上がってきた。

そういうことの中で、今、三木里の人たちも、もっと自分たちがおもてなしできる、その参加場面があるのではないかというふうなことも今御意見いただいておりますので、そういった点で、本番に向けた課題というのも明確になってきておりますので、全庁を挙げて、三木里地区を初め、関係団体の皆さんと取り組んでいくというふうな形で進めていきたいというふうに思います。

○奥田委員　だから、売店をやりたいと、売店をやらせてやったらいいんですよ、別に。規制があるのかもしれないけれども。でも、いいじゃないですか、別にそんな、そのときだけでも。やれんこと、ないでしょう。だから、どんどんやらせてやったらええなと思うんですよね。その辺、コミュニケーションとってください。お願いします。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

○村田委員　私は何もわからなくて、ちょっと聞きしたいんですけれども。

この改善策についてという文章の中で、さまざまにおいて反省をして、今からやっていくんだということを書いてあるんですが、スタッフ体制や運営というのはわかるんですけれども、来賓に何が不都合があったんだろうなど。来賓なんていう言葉はちょっとおかしいなと思いながら、私、先ほどから見ておったんですけれども。

来賓と来場者、参加者への対応というのはわかるんですけれども、特に来場者というのはわかりますけれども、来賓に何か不都合があったんですか。

○野地生涯学習課長　来賓、来場者、参加者というふうな形で書かせていただいているんですけれども、駐車場とかですね。駐車場の部分については、今回、参加者が非常に多くなったもので、新しい遠くの駐車場も含めて調整をさせていただいております。

また、受付の部分でも、その中で分けていろいろさせていただいているんですけど、今度、国体をにらんだ上で、さまざまな方々が来られます。それと、参加者の方々も遠方から来られる方で、三木里とか、こういうことについて、よく地形的なものも御存じない方もおられるかと思っております。

そういうことを考えたときに、非常にその辺が不足していたなというふうなことは痛切に事務局として感じるころなので、そういう今後のこともにらんだ上での、自分らは迷惑をおかけしたなと思いつつ、そんな形で書かせていただいたものです。

○村田委員　それだったらよくわかったんですが、しかし、今回、駐車場の第1か第2か知らないけれども、もっと遠いところに駐車場があつてとかという話があったんですけれども、その来賓だって、そんなに大した来賓は来なかったでしょう、今回。

だから、こんなことで反省するのはいいけれども、わざわざ来賓と書く必要はないんじゃないでしょうかね。こだわる私もおかしいかもしれんけれども、来場者とか参加者への対応というのはわかるんですけれども、来賓なんて、それは知事が来たとか、それは総理大臣が来たとかいうんじゃないんですから、私は駐車場の関係

とか会場の関係とかいろいろ運営の関係で、多少のことはやっぱり気張っていただくということで、別に取り上げて来賓ということに気を使わなくてもいいんじゃないかなと思いますので、申し上げておきます。

○三鬼（孝）委員長　いいですか。他にございますか。

○上岡副委員長　来場者なんですけれども、尾鷲町内、市内の方が非常に少ないんですよ。海水浴、海なので、選手でも出られているので、尾鷲の方が、十分応援に来ていただけると思うんですけれども、本当に旧町内の方が少ないので、もっともっところこちらの方に来ていただけるような施策を考えていただきたい。それが1番です。

もう一つ、先ほどから言っていたいでいるんですけれども、私も三木里の地区の人間なので、ずーっとお手伝いはしています。オープンウォーターをするのに海のブイを半分移動させるのも船に乗ってしますし、終わったら、くちゃくちゃになったやつをまた持ってくる。人がいないので、私も駆り出されます。

だから、三木里としては、やっていただくのはありがたいんですけれども、でも、こちらから来る人も少ないし、そういう準備するのもマンパワーに足りないし、できれば来年からどんだんいい大会にするのであれば、もう少しマンパワーも入れていただきたいし、こちらの旧町内のCMというか、来ていただくような形をとっていただければなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

○野地生涯学習課長　情報発信の部分、尾鷲のほうの、この旧町内の皆さん、確かに、尾鷲の小中の方も出られていますので、そういうふうな応援団の方への情報発信、あと、三木里地区も人口が減る中ということもありますので、いずれにしても運営体制も含めて、今後、国体に向けて強化していかなければならないと思いますので、その点についても努力してまいります。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、これで教育委員会に係る報告事項の審査を終了いたします。10分間休憩……。

（「その他」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　特に何かあるんですか。

○高村委員　いいですか。この間、市長が記者会見で言っていましたように、尾鷲中学校の給食問題ですけど、どこまで進んでいるか報告りたいと思います。

○山口教育総務課長　給食につきましては、幾つか給食導入に当たっての方法が

あります。代表的なもので言えば、市長がよく言われているセンター方式であったりとか、どこかの学校から配送するような親子方式であったりとか、あと、民間企業でのデリバリー方式といった幾つかの方法があるんですが、今現状の尾鷲の人口の推移等を見て、どの方法が一番適しているのか、メリットデメリットの洗い出しを行っておるところで、現状としてはこの方式で今やっていきますというようなどころまでは至っていないのが事実です。

○高村委員　やはり市長が記者会見で言う限り、やっぱり報告はせんなんと思うんですよ、市長に。そのためには会議を持ってもらって、その会議で給食審議会をつくってもらって、やっぱりセンターなりに、今言った学校に決めるのか、そして給食費等のことを決めんならんし、そして雇用、例えば調理員の雇用なんか、決めることはたくさんあるんですよ。早いところこの審議会を持ってもらいたいと思いますが、どうですか。

○三鬼（孝）委員長　教育長、どうですか。

○二村教育長　他市町の状況を見ますと、やはり給食検討委員会なり、給食審議会的な、いわゆる第三者的なものを立ち上げて、そこから答申をいただくという方法もあったりしますので、検討させていただきたいなというふうに思います。

○高村委員　ありがとうございます。

市長の言うにはスピード感を持ってやるというんやで、記者会見した以上はやっぱり報告を早く欲しいと思うんです、市長の身になれば。そうやで、早くお願いします。

終わり。

○奥田委員　今の給食の話は市長の選挙公約の一つですから、ぜひ方向性だけでも早目に報告してほしいと思うんです。

それで、私のほうから1点聞きたいのは、今回、尾鷲幼稚園における3年保育の実施についてという陳情が出ておるわけですね。それで、この陳情の審査が後日ありますね。あるので、ちょっと確認だけしたいんですけど。

今回、3月に三木幼稚園が廃園になりますよね。休園というのかな。

○三鬼（孝）委員長　奥田委員、その件については陳情が出ておるので、教育委員会も出席さすようになっていきますので、その場でよろしくお願いします。

○奥田委員　出席してくれるんですね。じゃ、そのときにお伺いしますね。

○三鬼（孝）委員長　これで、教育委員会の審査を終了します。御苦労さんでした。10分間休憩します。

(休憩 午前 11 時 30 分)

(再開 午前 11 時 38 分)

○三鬼(孝)委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、尾鷲総合病院にかかわります議案第59号、令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について説明を求めます。

○河合総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号、令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決についての内容について御説明いたします。通知いたします。

1ページをごらんください。

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度尾鷲市病院事業会計予算」の名称を「令和元年度尾鷲市病院事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとする。

第1条、令和元年度尾鷲市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度尾鷲市病院事業会計予算第5条、債務負担行為を次のとおり補正する。

これにつきましては、来年度以降における給食業務の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

追加といたしまして、事項、給食業務委託、期間、令和2年度から令和4年度まで、限度額、1億9,969万2,000円でございます。

引き続き病院総務課長から資料の説明をさせていただきます。

○佐野総合病院総務課長 それでは、資料1のほうをごらんいただきたいと思っております。

給食業務委託に係る債務負担行為についてということで、令和元年度末で契約が終了する給食業務委託、これにつきましては、患者さんへの安定した食事の提供と円滑な給食業務を遂行するため、来年度、令和2年度から令和4年度までの3年間の債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為の限度額についてでございますが、3年間の食数、2年から4年度までの食数を434食、1日当たり、これを365日の3年間、47万5,230食と設定をさせていただきました。

その上で、3年間の加工費を1食当たり382円、これを先ほどの47万5,230食で計算しますと、1億8,153万7,860円という額になります。

給食業務委託料の3年間の合計といたしましては、先ほどの額に1.1%の消費税を加えまして、1億9,969万1,646円とするものでございます。

債務負担行為の限度額をそこにございます1億9,969万2,000円ということで、限度額を設定させていただきました。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第59号の説明が終わりましたので、御審査願います。御質疑ありましたら、御発言願います。

○奥田委員 これ、1点だけ確認させてほしいんですけど。過去の限度額と比べたら、どんな感じなんですかね。

○河合総合病院事務長 前回、3年前にも3年間の債務負担行為を設定させていただきました。前回の債務負担行為、延べの額は1億7,537万6,000円ということで、それに比べると2,431万6,000円の増ということでございます。

その違いというのは、食数は、今434食としているところ、前回420食、あと、3年間の加工費というところを今382円というところで設定させていただいていますけれども、そこが352円というところで、その加工費の増と、あと食数の増によって、2,400万円の増ということになっております。

○奥田委員 そうすると、その加工費、材料費というのかな、382円。3年前は352円で、30円上がるということですか。

それと、1日が420食が434食にふえるというのは、どのような理由なんですかね。

○河合総合病院事務長 今回、その後に尾鷲総合病院の新改革プランの見直しの間案をちょっとお示しさせていただくところで、患者数の見込み数等を算出しております。それに基づいて。皆さん、全員、給食をされることではないので、今の4月、6月の実績等でいけば、大体、入院患者さんの77%ぐらいが給食が食べられるということですので、その率を掛けた上で食数を出したということでございます。

○奥田委員 また決算で話があると思う。前年で6.6%入院患者が減っていて、29年から30年にかけて入院患者も減っている状況の中で、稼働率も大分下がっていますよね。その中で前回よりふえるというのがよくわからないんですけど。今度、ふえるんですか。ふえる見込みなんですかね。

○河合総合病院事務長 改革プランを後でちょっと説明させていただきますけれども、ここ七、八年の平均でいくと、2.2%ぐらい患者数が減少してきているという現状があるんですけども、改革プランの見直しの中で、地域包括ケア病棟を入れることによって増加するなり、いろいろ他に地域包括ケア病棟にそういう短期リハビリテーションなり急性期病院からの転送患者を積極的に受け入れる等々、ちょっと取り組みを進める中で患者数の増加を図っていきたいというところの目標も掲げさせていただいていますので、それに向けて努力をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員 その辺、またじっくりと、新改革プランの説明、お聞きしたいと思いますけど。

ただ、去年、入院患者も、さっき申し上げたように、6.6%減っておるんですよね。それを2.2%で見て本当にいいのかという問題もあるし、それから、地域ケア病棟を設置して、今までは90日だったものが今もう60日ですよ、7階病棟ね。そういうこともあって、7階へ行く前の段階で、もう病院から出て行ってもらうとか、そういうこともどんどん進めているようですし、今後、DPCもある中で、入院期間の短縮というのが、これは間違いなく起こる話でありまして、そういう中でどんどん入院患者が減っていくような政策をどんどんとっていくわけなんですけど。その中で入院患者数が過去に比べてふえるというのがどういようなのかよくわかりませんね。

だから、そういうようなことをきちっと。新改革プランの、今回、説明、後で受けますけど、もうちょっときちっとした施策をしてほしいなという気はするんですけど。それはまた後で議論させてもらいますけど。

もう一点だけ、ちょっと確認したいんですけど、今、地元の食材というのは何%ぐらいなんですか、使っているのは。

○徳井総合病院総務課長補佐 地元からの購入の食材は、大体、全体の55%から60%ぐらいで推移をしております。

以上でございます。

○奥田委員 そうすると、今後、これは債務負担やで、また契約となりますよね。その辺のところは、やっぱり地元の食材を使ってくださいというような仕様書なりをつくられるというお考えですか、どうですか。

○徳井総合病院総務課長補佐 現在、仕様書はもうつくっておりますけれども、その中にはもう優先的に地元の業者さんからの購入ということはどうなっております。

以上です。

○仲委員 先ほどの話で、加工費が382円、前回よりも30円上がったということで、材料費が289円ですね。これは前回とは、上がっていないですか。

○河合総合病院事務長 材料費は前回と一緒に、消費税の分だけが8%、10%となっていますので、消費税抜きの金額は前回と同額とさせていただいております。

○仲委員 計算すると、個人から収入、言うたら、食費代として1食714円、計算上は集めるようになっていきますわね。加工費と材料費で1食671円の計算になって、差額はあるんですけど、結局、収支で196万4,284円の収支差が出ておるんですけど。基本的な考え方として、食事代として集まったのが、収入を得たものを、材料費と委託費ともろもろのでペイ、ゼロにするという考え方はありますか。

○河合総合病院事務長 収入のほうについては、診療報酬点数というか、のほうで金額はもう決まってくるので、あと、いかに加工費、材料費等を抑えて、収支、均衡に持っていくかという考え方になると思いますので、今回の単価設定に当たっても、1番、参考のところちょっと書かせていただきましておりますけれども、当然、トータル的にプラスになるようにということで、単価も設定を考えております。

○仲委員 プラスになるようにという部分がどういうことであるのかというのは、差し引きしたら計算上はなるんですけど、私の場合は、トータルの中でプラスマイナスゼロじゃないかという感覚を持っていましたもんで。だから、さっきは、それが1年間を通しては難しいと思うんですけど、基本的な考え方はそういう考え方ではないんですかということをお聞きしておるんですわ。そこはどうですか。

○河合総合病院事務長 参考に書かせていただいております加工費と材料費、合わせて、トータル的にプラスになるという考え方ということなんですけれども。

(「どうやって考えているの」と呼ぶ者あり)

○河合総合病院事務長 そこは多少端数もありますし、人件費の加工費というと、やっぱりその単価という、労務単価というところのきちとした単価の中で年間にかかる労務費を積算した上で、食数で割ってというような形になっておりますので、結果としてプラスになるようにと、そこも考えるんですけども、最終的には、人件費が幾らかかるか、あと、収入については診療報酬制度に決まっておるところで、なかなかうまくいって、ゼロにするというのは難しいところもあるんですけども、マイナスになるようではなかなか病院の経営のほうに影響を与えますので、

若干のプラスですけれども、プラスになるように考えて、設定はさせていただいています。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○内山委員 メニューに関しての会議とか、毎回、検食もあると思うんですけど、そういうことに関して患者さんのアンケートとかもあると思うんですが、どれぐらいの頻度でミーティングをされているんですか。

○徳井総合病院総務課長補佐 病院の中で、今、委託業者さんと当院の管理栄養士さんと患者さんのところに回りまして、月に1回、アンケート調査をやっておりまして、その調査をしたの、月に1回ですね。職員、看護婦さん、管理栄養士さん、委託業者さん等と、月に1回、献立の見直し等を行っております。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○小川委員 給食、材料費の仕入れって、これは10%で勘定するんですか、8%なんですか。

○山本総合病院総務課係長 委託業者としては、実際は8%で、軽減税率対応の仕入れになると思いますが、私どもとしては業務委託になりますので、10%で消費税としてはかかったものを払うしかないということになります。

以上です。

○小川委員 じゃ、払うときは10%払って、業者は軽減税率で8%で仕入れができるというのは、あと2%分、業者がもうけるということになるんですか。

○山本総合病院総務課係長 そこは業者としての考え方になりますので、そこをどのような形で委託料のほうで私どもに反映してもらえるかということになると思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他になければ、これで総合病院に係る議案59号の審査を終了いたします。

報告事項に入りたいと思います。

12時を過ぎると思いますけれども、市長が午後から重要な来客があるということで、改革プランの見直しについてだけ昼食前にやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務長のほうから説明を求めます。

○河合総合病院事務長 それでは、尾鷲総合病院新改革プランの見直しの中間案

について御説明いたします。

資料の２ページをごらんください。

まず、尾鷲総合病院におきましては、平成２９年３月に尾鷲総合病院新改革プランというところで策定したところでありますけれども、患者数の見込み数や収支計画などが実績と乖離してきているというところから、平成３１年度に収支均衡を図ると、現計画の達成が困難であるというところから、今回、当該プランの見直しを行うこととさせていただいております。

この見直しに当たりましては、平成３０年度の決算状況や、令和元年度の地域包括ケア病棟の運用状況、さらに、今後の医療需要等を踏まえて行っております。

１、今後の医療需要で、（１）東紀州区域の推計人口というところから、東紀州区域の２０１７年度の人口は６万８,８９９人となっており、２０１０年度と比較すると８６.６％、年平均で１.９％減少してきていると。また、２０２５年度に向けても年２.１％で減少していくという推計が出されております。

また、主に尾鷲総合病院の診療圏である尾鷲市と紀北町の人口を見たところ、２０１７年度は３万２,８０３人と、２０１０年と比較すると８４.９％で、年２.２％の減少と。また、２０２５年度に向けましても年平均２.３％減少していくということになっており、下の図のとおり、一直線で減少ということになっております。

次に、３ページをごらんください。

（２）今後の尾鷲総合病院の患者数の見込みと。

尾鷲総合病院の患者数につきましては、人口減少の影響により年々減少してきており、２０１８年度の１日平均入院患者数は１８０.８人、病床利用率で７０.９％、２０１０年と比較すると８２.３％で、年平均２.２％の減少となっております。また、２０１８年度の１日平均外来患者数は３８６.２人で、２０１０年と比較しますと８６.６％、年平均１.７％減ってきているという状況でございます。

２０１９年度以降もこれまでと同様に減少率が進んだ場合、２０２５年の１日平均入院患者数は１５６.１人、病床利用率６１.２％、２０１８年比較で８６.３％、２４.７人の減と。あと、１日平均外来患者数につきましても３４９.２人と、２０１８と比較すると９０.４％、三角の３７人となるという見込みの状況でございます。

参考といたしまして、中段より下の部分ですけれども、県の地域医療構想においても、東紀州区域の２０２５年の医療需要は、２０１３年と比較すると８３.１％

になるというような見込みも出ているところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

2、入院収益及び外来収益の今後の見通しでございます。

(1) 入院収益。

入院収益の今後の見通しにつきましては、これまでの入院の患者数の年平均2.2%となっていることから、今後もこの減少率が継続していくと見込んだ場合、2025年度には、2018年度と比較すると、2億5,300万程度の減収が見込まれます。

(2) 外来収益の今後の見通しにつきましても、2010年から2018の年平均1.7%減少となっておりますことから、今後もこの減少率が継続するとした場合、2025年度の見込みについては、2018と比較すると、1億5,500万の減収が見込まれるというところでございます。

次、5ページをごらんください。

3、医療機器の更新及び施設・設備改修工事の計画と。

尾鷲総合病院の医療機器、施設、設備については老朽化も進んできているというところもあり、緊急性、機器の優先順位、企業債の償還バランス、また、さらに、地域の医療需要に見合った規模、機能や採算性も踏まえて、計画的な更新、改修工事を行っていく必要があります。そうした中で、2025年度までの1,000万円以上の機器の更新計画をつくらせていただいています。

大きなものとしましては医療機器の、2021年度（令和3年度）においては電子カルテ3億3,000万、リニアック3億5,000万を予定しており、さらに、2022年（令和4年）度にはCT6,000万、2023年（令和5年）度にはMRI、磁気共鳴断層撮影装置1億2,000万などを予定しておるところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

4、企業債元利償還金及び企業債の残高の推移というところで、病院事業会計における企業債の元利償還金については、既存の電子カルテ分の元金償還が始まった2014年度をピークに減少傾向でありましたけれども、2019年度以降は高額な医療機器の更新等に伴って、1億円以上の企業債の借り入れを2017年度以降に行ってきたことから増加傾向になります。

特に2023年度には、2021年度に更新を行う予定の電子カルテ及びリニアックの企業債償還が始まることから大きく増加します。

2025年度には、新館建設時に借り入れた病院建設債約43億円の償還がおおむね終了するため、2026年度の元利償還金は大きく減少する予定となっております。

なお、企業債残高につきましては、新館建設時に借り入れた病院建設債の償還に伴い減少している状況でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

5、収支の見通し。

2018年度の決算をベースに新たな取り組みが行われる、これまでの患者数の減少や先ほど御説明しました医療機器の更新等を加味した今後の収支の見通しというところでは、人口減により入院・外来収益が減少することにより純損益が大きく減少し、下の表の下のから5行目のところの純損益の部分ですけれども、2018、1億2,452万4,000円の赤字というところですが、2019年度には3億を超える。さらに、赤字が続き、2025年度には7億を超える赤字が出るということになります。

また、資金面においても、2018年度、1億2,566万2,000円の資金不足が発生したところですが、それ以降、赤字の発生により資金不足が拡大し、2019年度には資金不足が……。

○三鬼（孝）委員長 事務長、正午の時報。中断します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 0時00分）

○三鬼（孝）委員長 再開。どうぞ。

○河合総合病院事務長 資金面では、2019年度には資金不足が約4億円となり、資金不足が10%を超えるため、地方財政法に基づき、企業債の発行が協議制から許可制になります。さらに、2020年度には資金不足が約8億円となり、同比率が20%を超えるため、財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定が必要となります。その後も単年度の赤字幅が拡大していく見通しであり、資金不足により病院の維持、存続が困難となります。

今後も尾鷲総合病院を維持、存続していくためには、人口減少に伴う医療需要の減に対応した医療提供体制を構築し、経営の健全化を図る必要があり、そのための新改革プランの見直し方針について御説明いたします。

8ページをごらんください。

尾鷲総合病院の新改革プランにつきましては、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化、再編、ネットワーク化及び経営形態の見通しの四つの視点に立って策定しておりますが、今回、患者数の見込み数や収支計画などが実績と乖離していることから、経営の効率化の部分を見直しを行います。

なお、本プランの計画期間につきましては、総務省が新公立病院改革ガイドラインで示している2020年度までとなっていることから、当該期間は変更せず、2021年度から2025年度までの収支計画などは参考値としてお示しさせていただきたいと思っております。

(1) 経営の効率化の①具体的な取り組みについて御説明いたします。

ア、事業規模・事業形態の見通しの部分では、(ア) 地域包括ケア病棟への転換といたしまして、本年4月から療病病棟を東紀州地域で不足する回復期機能を持つ地域包括ケア病棟に転換し、地域の医療需要に沿った医療を提供しております。

なお、この地域包括ケア病棟は診療報酬上、60日が算定限度となっておりますことから、みとりなどの長期療養が必要になった患者さんについては、一般病棟で対応しているところでございます。

次に、(イ) DPC制度への参加といたしまして、医療の質の向上と尾鷲総合病院が提供する医療に見合った診療報酬を得るため、来年4月からDPC制度へ参加します。

これは以前にもちょっと説明させていただいておりますけれども、入院医療費の計算方法を出来高方式から包括方式に変更するものであり、当病院が提供する医療の内容が変更になるものではありません。

次に、(ウ) 一般病床の削減といたしまして、医療需要の減少に伴い余剰となる一般病床1病棟を2022年度をめどに休棟します。

これは人口減少に伴い、病床利用率が年々減少してきており、2018年度の一般病床の1日平均在院患者数、これは毎日24時の入院患者数の年間平均数でありますけれども143.7人となっており、一般病棟では199床ありますので、その差の55床程度があいているということになりますので、この部分を削減していきたいと考えております。

次に、(エ) 診療科の見直しといたしまして、人口減少に伴い患者数が少なくなってきた診療科につきまして、病院の経営状況も踏まえて、見直しを検討させていただきたいと考えています。

次に、(オ) 介護医療院への転換の検討といたしまして、今後の入院患者や地域

の他病院の状況等を踏まえながら、病棟の一部を介護医療院へ転換することを検討していきたいと考えています。

この介護医療院につきましては、時期は未定ですが、第一病院が介護療養病棟を介護医療院に検討すると予定されているところもありますので、当面はその状況を注視しながら、検討していきたいと考えているところです。

次に、（カ）といたしまして、尾鷲総合病院の広域化といたしまして、現在、紀北町において検討を行っていただいておりますところであり、引き続き紀北町と協議を行ってまいりたいと考えています。

次に、イ、収入増加・確保対策部分では、（ア）地域包括ケア病棟の病床稼働率の向上といたしまして、現在、地域包括ケア病棟への受け入れにつきましては、一般病棟からの転棟患者のみとさせていただいておりますところですが、病床稼働率を向上させるため、短期リハビリテーション患者やレスパイト入院患者、他の急性期病院からの転院患者を積極的に受け入れます。

なお、患者数を増加させるに当たっては、13対1の看護基準を満たすため、看護職員を確保する必要があります。

次に、（イ）DPC制度への参加。

ここの部分は先ほどの再掲になりますので、先ほど御説明したとおりでございます。

9ページをごらんください。

（ウ）適切な病床運用による診療単価の向上といたしまして、患者の医療ニーズを踏まえた適切な病床運用。これは、一般病棟から地域包括ケア病棟への転換を適切な時期に行い、診療単価の向上を図るというものでございます。

次に、（エ）要介護被保険者に対するリハビリテーションの実施といたしまして、先日の仲議員からの一般質問に対して答弁をさせていただいておりますけれども、本年4月から要介護被保険者に対する通院患者の維持期、生活期の疾患別リハビリテーションが医療保険で認められなくなったことから、介護保険に基づくリハビリテーションを実施します。

これは、リハビリテーションは診療報酬上、算定日数に限度があり、例えば運動器のリハビリテーションということであれば、発症の日から150日が限度とされており、それ以上は医療保険では認められなくなっていることから、継続が必要と判断される場合、当院でリハビリテーションを継続していただけるよう、介護保険による通所リハビリテーションを実施しようとするものです。

なお、この実施に当たっては、理学療法士の増員、電子カルテの改修が必要となりますので、環境を整えた上で実施したいと考えております。

次に、（オ）未利用地の売却の検討といたしまして、老朽化に伴い利用されなくなっている泉医師住宅の売却を検討していきます。

次に、（カ）未収金の徴収強化といたしまして、納入意識の欠如による場合等、悪質と認められる未収金等に対しては、弁護士法人等への回収委託等を検討していきます。

次に、ウ、経費削減・抑制対策部分では、（ア）人員配置の適正化及び業務の効率化といたしまして、a、一般病棟の休棟に伴う看護職員の配置の見直し、b、働き方改革も踏まえて、患者の状況や医療機能に見合った人員配置、c、院内の各業務についての点検、精査による業務の効率化を行ってまいります。

次に、（イ）院外処方の推進といたしまして、薬剤師不足というところもありますけれども、院外処方を推進することによって、薬品費の削減を図ってまいります。

次に、（ウ）LED化による電気料の削減といたしまして、院内の電球を計画的に白熱灯からLEDにかえることにより、電気料の削減を図ってまいります。

次に、10ページをごらんください。

収支計画について御説明いたします。

先ほど説明いたしました具体的な取り組みを実施することによる収支計画でございます。

中段あたりの純損益の欄をごらんください。

2018年度決算における純損益は1億2,452万4,000円であったところ、先ほどの具体的な取り組みを進めることで、2019年度においては約5,500万改善し、さらに、2020年度には黒字に転換し、以降、2025年度まで黒字が継続できる見込みとなっております。

一方で、内部留保資金につきましては、純損益の4行下になるんですけれども、2018年度に1億2,566万2,000円の資金不足であり、2019年度は赤字により約2,800万悪化しますが、2020年度からは黒字経営により資金が増加となり、2022年度には資金不足が解消される見込みであります。ただ、2023年度からは企業債償還の増により資金が減少していく見込みとなり、2024年度には再度、資金不足が発生する見込みとなります。このため、さらなる経営改善の取り組みが今後検討していく必要があります。

この収支計画における主な増減につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料を通知いたします。

収支計画の主な増減の内訳としまして、現状の収支見通しと経営改善取り組みの収支計画、先ほどの資料の7ページと10ページの差について金額を書かせていただいております。

まず、1、収益の増減につきましては、入院収益は地域包括ケア病棟への転換することにより、2019年度には1日平均入院患者数33.5人を確保することにより1億9,325万円の増収、2020年度以降は1日平均入院患者数35人を確保することにより、2億3,600万円から2億5,300万円の増収を見込んでいます。

次に、地域包括ケア病棟の稼働率の向上といたしまして、短期リハビリテーション患者やレスパイト入院患者、急性期病院からの転院患者を受け入れることにより、2020年度から1日平均入院患者を3人、2022年度から10人増加させることにより増収を見込んでおります。

次に、本年度の運営状況の反映といたしまして、本年度から地域包括ケア病棟へ転換により、長期療養患者を一般病棟で入院していただいていることなどにより患者数が増加しており、その部分を見込んでおります。2020年度以降は減少してはいますが、これは、全体の2.2%の減というところをこの部分、加味しておりますので、減となってきております。

次に、DPC制度へ転換といたしまして、平成30年度の診療実績に基づきDPC算定の試算を行った結果、10.52%のアップとなりましたので、その率を採用して増収を見込んでおります。

なお、この平成30年度のDPC算定の試算においては、平成30年度からDPC算定を行っている上野総合市民病院の医療係数を採用して試算させていただいております。

次に、適切な病床運用による診療単価の向上につきましては、2020年度の一般病棟の診療単価の見込みが3万8,300円と見込んでおるところでございますけれども、その一般病棟と地域包括ケア病棟の適切な病床運用により、診療単価を4万円とすることを目標に取り組み、増収を図る見込みとしております。

次に、外来収益につきましては、院外処方の推進といたしまして、2019年度から薬剤師数が減ったというところもありますけれども、院外処方を推進しており、その結果、4,400万から6,800万円の減収を見込んでおるところでございます。

次に、2、費用の増減額につきましては、給与費は主に一般病床数を削減することによる減、経費は本年度の運営経費をベースに、患者数の増減や一般病床数の削減に伴う減などを見込んでおります。

次に、11ページへお戻りください。

③経営指標に係る数値目標でございます。

先ほど御説明いたしました収支計画に基づき、各数値目標を変更させていただいております。

この中で一番下の一時借入金の年度末残高でありますけれども、2020年度以降、黒字経営に伴って減っていくところがございますけれども、2023年度以降、企業債償還金の増に伴い、増加している見込みということになっております。

以上で、尾鷲総合病院新改革プランの見直しについての説明を終わらせていただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

事務長のほうから尾鷲総合病院新改革プランの見直しの中間案として説明がありました。この件について何かありましたら、御発言願います。

○三鬼（和）委員 10ページのことをちょっと確認させてほしいんですけど。

この新改革プランによって、医業収支につきましては、2020年から黒字になっておりますね。なっておりますけど、資本的収支を考えると、一時借入金は返済できるところまでいかないという。間違いありませんね。

それと、特に、事務長からはこのとおり説明が出ましたので、市長にお伺いしたいんですけど、資本的収支の中で、これは平成5年かな。2023年。

（「令和ね」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員 令和5年になると思うんですけど、ここでは前年度から負担金の金額が大きくなって、もう令和5年では1億以上、一般会計からの繰り入れがないと、このあれが成立しないということがあるんですけど、それを見ますと。

ちょっと待ってくださいね。財政課から資料を皆さんに送らしましょうか。

財政課の2ページのを見ますと、負担金については、病院に繰出金については、金額は変わっていないというところを見ると、これは5年間で4億足りないというのがここで6億足りないという算式になるんですけど、これ、私の間違い。

現状としては、政策調整はやられていないんですか。現状は、財政課の考えと病院の考えがそれぞれ出たということですか。両方とも市長から出てくる資料ですので、政策調整した一貫性が欲しいなと思うんです。どうなんですか、この辺。

○加藤市長　　せんだって、財政の5年間の見通しということで、要するに4億足りない、この4億を5年間で収支改善をしていかなきゃならないという話をさせていただいたと。

そういった一方で、やはり病院の新改革プランについては、一定の医療機器の更新ということを考えていかなきゃならないという話で、病院の医療機器は大変老朽化しているという話の中で、新改革プランの中で必要なものについては、一応列挙させていただいたと。

そういった中で、先ほども事務長のほうから説明させていただきましたように、電子カルテ並びにリニアックを導入するということになるということ的前提にすれば、当然、要するに返還が2023年度、22年からになるのかな。リニアックの場合には、いろんな赤字のどうのこうのというのがありますから。実質的には2020、返還になると23年から払っていかなきゃならないと。

基本的には、あれ、財政のほうで言ったのかと思った。一応、病院のあれをすると3億円ぐらいの繰り出しはプラスになるけれども、ちょっとこのところがまだ舌足らずで、交付金の分が1億円ぐらい入っている、実質的には、委員おっしゃるように、2024年までの5カ年については、一応、試算では、1億9,000万、財政調整基金から繰り出さなきゃならないということは計算しております。

ただ、ここには、財政のことの調整は中間案が出た中で、これからどう調整していくのかということをやるといことです。

○三鬼（和）委員　　病院としての改革プランについては、これはこれで説明というのを受けておきたいと思いますが、全体を考えると、一般会計においても5年間で解消するわけがないですよ。5年間の足りない分をどうするかという考えで、次の、先もまだまだ続くということがあるので、改革プランの中、尾鷲市全体のプランとしては、今説明したのはわかりますけど、ちょっと無理があるのではないかと。

建設的なプランを立てられたという理解と受けとめたいんですけど、ちょっと無理があって、後々、DPCであるとか包括ケアとかやって、医療人口がこれ以上、想定範囲でおさまれば、この数字はあれですけど、また、医師とかによっていろいろ患者さんがふえたりとか減ったりというのも別の要素ではあるかと思いますが、こういった全体的な尾鷲市の現状の中で、この改革プランそのものがちょっと無理があるのではないかなとは思いますが、その辺はどうなんですか。

○加藤市長　　先ほど事務長、申しあげましたように、この改革プランをやること

によって、2023年度までは何とか何とか切り抜けられるという計画でございます。

お示ししておりますように、2024、25年については、内部留保金、あるいは純損益、見ていただいたように、どーんと落ちていきます。こういうところを、2024、25をどういうふうにして改善していくのか。

先ほど事務長のほうが申しあげましたように、2026年に企業債の返還。2025年で企業債が全部終わっちゃうんですね。この企業債の返還だけで、大きく、要するに支払うべき数字がなくなってくると。これがまた私の記憶によると、大体1億8,000万から1億9,000万の企業債の支払いが2026年からなくなるという認識をしているんです。だから、おっしゃるように、24、25ということは非常にきついということをお示しさせていただいているんですけれども。

これを当然のことながら、市の財政の見通しということも踏まえて、さらなる繰出金の増加ということも踏まえながら、この前も少しお話しさせていただいたように、年度中には骨格と見通しというものを、市としては一応つくっていかなくやならないということを申し上げた次第でございます。

○三鬼（和）委員 私、ちょっとこの医業収支が改善して、資本的なものも改善ができて、一借が半分なりなんなり減るといふ見込みが今回立てられるのであれば、今言っておることもそちらで計算もできるかな、あと、企業債が終わるといふこともあるかなという考えはできるんですけど、この厳しいときに一借が減額できないということから、リニアック反対とか賛成とかのなりとも、このリニアックを導入する時期等とも、この病院改革の中でももう少し慎重に考えることもやぶさかではないのかなとは思いますが、その辺はどうですか。一般会計と照らし合わせて。

○加藤市長 今の現状からいって、新改革プランの中で電子カルテとリニアック、大きな投資についてはこの二つを計画の中にまず入れさせていただいていると。現状の中で、2024年、25年が非常にしんどいというような状況の中で、今後どうしていくのかということは、当然考えていかなくやならないんですけれども。

当然、電子カルテというのは、私の正直言って、公約には入っていなかったんですね。これが正直言って、また3億3,000万というプラスになってきたと。しかし、この電子カルテというのは、一応、市長になってからお聞きしたんです。要するに病院経営のかなめであると、心臓部分であるから、これは一応更新していかなくやならないという話の中。

私自身の思いとしましては、おととしは、要するに都市計画基金でもって、当然

そっちのほうへ行って、リニアックができなかった。今回、こういう形の中で、要するにリニアック。後回し後回し後回しなんですね。

しかし、私自身の思いは、先ほども東紀州全体の中で、今現状6万5,000人ぐらいの人口がいて、その中の65歳以上の高齢者が3万2,000人いるわけなんです。3万2,000人いる中の半分ががんに冒されているんですよ。その中の3分の1が亡くなっているということは、4,800人が、5,000人ぐらいががんで死因でもって亡くなっている。

それに対するそういう措置というのは、やはり東紀州では全然ないわけなんです。それで、これ、三重大ともいろいろやっているんですよ。しかし、三重大の見解としては、やはり東紀州地域にリニアックは必要ですねという、こういう見解のもとで、ずーっと私はやってきたわけなんですね。

でも、しかし、今の状況の中でやはりリニアックというのは、私は要するに導入すべき前向きに検討したいというお話だけは申し上げさせていただきたいと。

○三鬼（和）委員　私も建設的に話ししておるので、市長の思いはわかりますし、市長も電子カルテについてはそうは思っていなかったと言っていましたけど、我々のほうは、電子カルテについては、四、五年たてば更新時期が来るであろうということは理解しておりましたので。電子カルテについては、今回も診療体系が変わる中で介護保険も入れなくちゃいけないということで、電子カルテは必要ということになるんです。

市長、言われるように、私自身も患者ですもんで、リニアックはできることならあるほうがいいとは思いますが、市全体の財政の中で冷静にというか、建設的に考えていただきたいということだけお願いしておきます。

○加藤市長　ありがとうございます。

おっしゃるとおりに、非常に私自身も思っておるわけなんです。この5年間の改革で、市の財政で4億円の改善、そして、ましてや病院に繰り出す金額が2億円、さらにプラスになってくる。それをやった中で、2024年、25年のこの2年間、病院会計が非常に苦しいと。ただ、2026年にはそういう改善もあるんですけども。

そういうことを踏まえた中で、2019年度のうちに、前にも申しあげましたように、やはりこの6億円をどう改善していくのかというのは、本当に真剣になって、全庁舎一丸となってやっていかなきゃならないと思います。

とりあえず私の考え方は、一応、6億円をこうするんだという考え方は出ている

んですけど、これを市の内部で一応きちんともみながら、その方向で進めていきたいというのは私の思いです。

○野田委員　　まず、たくさんあるんやけど、リニアックについては市長が今、真意というか、そういうものは話されたもので、それ、省略しますけれども。

7ページの収支の見通しのところで、2019年、今年度ですけれども、今年度のこの数字というのは、今年度予算は示されているんですが、それと見ますと乖離はないですか、数字の。

○河合総合病院事務長　　これは収支の見通しということで、2018年度決算をベースに、何も取り組みを行わなかった場合、こういうふうになりますよということで、今度の具体的取り組みをその後、示させていただいていますけれども、地域包括ケア病棟も含めてで。そういう取り組みをして、この数字を改善していくというベースになる数字ですので、仮の数字というか、仮想の数字というか、仮置きの数値ということになっています。

○野田委員　　もう2019年は進んでいまして、今も予算が計上されておる中においては、やっぱり最新の数字、見込みというものをきちっと計上するべきじゃないのかなというふうに今一つ思います。

それと、令和元年度のこの見通しと新改革プランの部分で、先ほど資料を出してもらったんですけれども、2019年度で2億4,268万6,000円のプラスになると。そして、令和2年で4億9,494万円プラスになると。これは入院収益のところなんですけれども。それで、令和3年で5億8,442万9,000円となると。

約7%ぐらいの入院収益、DPCを入れても7%ぐらいの入院収益の中で、今回は地域包括ケア病棟で1億7,400万の収入が見込めるということを3月の予算のときに説明を受けているわけなんですけれども。あと、来年度、DPCを導入して、この4億4,000万。

済みません、話が長くなって。この地域包括ケア病棟の、実際の今のベースになる数字はどれぐらい上がっているんですか。収益は。

○河合総合病院事務長　　今年度の運営実績といたしましては、7,500万ほど収益が前年度と比較して増加しておるところで、4カ月経過した時点で7,500万円ということですので、今のまま経営、患者数も含めて確保できれば、その3倍程度が2億二、三千万ぐらいの数字になりますので、それに向けて努力していくという部分と、非常に増収の部分は大きいところはあるんですけれども、他の病院の状況としまして、上野総合市民病院が平成30年度から地域包括ケア病棟4

0床に療養病棟から転換する試算と、あと、DPCの対象病院になりましたその結果、入院収益は前年度、平成29年度と比較すると4億2,800万ということで、単年度で4億2,800万の増収が図れたと。DPCと地域包括ケア病棟が主な要因として。

243床ぐらいの稼働病床ですので、うちは255床ですので、ほとんど変わらない病床状況ですけれども、それで、患者数については7万2,922人から7万2,441人と481減というような状況と、あと、平均在院日数等については18.3日が18.2日ということで0.1日減はしておりますけれども、そういう状況の中で4億2,800万円、他病院で増収を図れたという部分もありますので、これに向けて、この計画に向けてはっきり計画を立てて、どういうことに取り組みばどういう収益が上がるというのを明確にして、実際に、当然達成されればいいんですけれども、達成できなければ、そこの部分は再度検証して、新たな取り組みを進めていくというところで、計画達成に向けて努力していきたいと考えておるところでございます。

○野田委員　この病院の改革プランの中で、薬品、材料費等の改善という、これも強化され、数字は上がっていますので、それなりに評価できると思いますし、地域包括ケアについても当初増額見込みよりもすごいパーセンテージが上がっていて、これは職員さんの医療の経営努力というか、そういう部分が十分あったと評価、僕、この数字を見てわかるんですけれども、余りにもこの数字が高いのかなという気が。これは個人的な見解です。思いましたということと。

あと、医療人口が減る中でどうかという部分はありますけど、これは置いておいて、入院収益の中にはリハビリ診療と普通の地域包括ケアのそういう収益の部分があると思うんですけれども、ここら辺はマイナス部分も加味して、こういう形の数字になっているんですか。

○加藤市長　野田委員は10ページの件についておっしゃると思いますんですよね、10ページのこの収支計画の見通しといいますか。

(「そういうところ。はい、10ページです」と呼ぶ者あり)

○加藤市長　10ページの部分なんですけれども、要は、先ほど事務長のほうから説明しましたように、入院患者は毎年毎年、2.2%下がっていくであろうと。一方で、外来患者は1.7%引いていくであろうと。少なくなっていく。これを前提にして、先ほど大きな地域包括、要するにケア病棟、これをオンして、DPCをオンして、いろんな計算方法、あるいはほかの、さっきの上野総合病院の実例を見

ながら数字を入れたのが、この医療収益の中の入院収益と外来収益なんです。

ですから、実質上は2018年から2025年までの話の中では、要するに医業収益は37億から38億4,000万、約1億4,000万円ほどふえますよと。その内訳として、入院収益については21億から24億8,000万、3億7,000万円ぐらい見通していますよと。外来については14億8,000万から12億6,000万、2億2,000万マイナスになっていると。

全て先ほどの与件を加減算した中で、今回のこのDPCあるいは地域包括ケアの収益の増加を見越しながら入れたのが、この医業収益の入院収益、外来収益の中身でございます。

○奥田委員 いや、市長、今、気合いを入れて説明されていましたがけれども、僕もちよっと気になるのは、今、野田委員が言われたように、マイナス部分が入っていないと思うんですよ、これ。入っていないんですよ、一切。

ですから、いろいろなものの各最大値を全部足して、これ、本当、架空の数字ですよ。幻想の架空の数字を、机上の空論の一番いい数字を持ってきて、それでも一時借入金で5億4,000万足らないと、2025年。全然改善しないわけなんですけど、財政が。一番いい数字を入れてですよ。

というのはわかりやすく言うと、市長、さっき三木里海岸の話がありましたけど、今、駐車場はあそこ1,000円です。いいですか。その1,000円を、例えば2,000円にしましたと。2,000円にしました。それで、単純に2,000円にして、売り上げ、2倍になると思います。収益、2倍になると思いますか。やっぱり1,000円が2,000円になったら、行かない人もいますよ。とめない人。ほかのところへ行きます、流れていきます。

例えば、駐車場の話をします。

例えば、ただでここを使っていいもよと、駐車、とめてもいいよというところがあったとしますね。そこが規制をかけてきて、昼からとめてもらっても構わんよと、午前中はとめちゃあかんでと言われたとします。そこへとめれませんよね、午前中。昼だけそこへとめますか。というか、よそを借りるじゃないですか。もう今度からよそを借りる。

いろいろな規制がかかってきた場合には、それで使わない人も出てくるということを考えなあかんと思うんですよ。この数字というのは、一切、そのマイナス部分、考えていない。架空の数字ですよ。

それで、その架空の数字も非常に過大評価。絶対出ませんよ、この数字。という

のは、僕は先ほど申し上げたように、これ、2.2%の入院患者が減っているものを見越してと言っていますけど、さっきの説明の中で、2025年にかけて2.3%、人口が減ると言っておるんですよ。もうその時点で違っておるじゃないですか。人口、これからもう減っていくということを認めているんですよ。2.3%減っていくと言っておるんですよ。これまで以上に減るということなんですよ。それと、実際、30年度の決算でも、29年に比べて6.6%減っておるんですよ。そんなことを全然加味していないじゃないですか。

だから、最近……。事務長を批判すると、またいろいろと批判するなという人もいるかもしれないけど、批判しているわけじゃないんですよ。事務長、これって一生懸命やっているかもしれないけれども、30年度でもそれだけ6.6%、見込みよりも減っているわけですよ。収益も減った、患者さんも減っているわけなんです。

ですから、実際、数字を見てもそうですよ。30年度の予算でも、7,400万の赤字と言いながら、実際、決算書を見ると、1億2,400万の赤字なんですよ。5,000万、赤字が膨らんでおるんですよ。率でいうと、ほんまに1.7倍ですからね、もう2倍近い赤字が膨らんでいるんですよ。

これ、29年もそうですよ。赤字が6,400万ぐらいですよと予算を組んでいるにもかかわらず、実際には1億を超えて、1億600万の赤字でしたと、4,200万狂っているわけですよ。これも1.7倍ぐらい損益が膨らんでおるわけですよ。損失がね。

だから、僕はこんな数字を出されても、もう何の信用もできないですよ。これは完全に、完全に、今言っているように、2.2%どころじゃないですよ。これ、地域包括ケア病棟をしたことによって、患者数も減っているでしょう。その分、考えているのかと。

それから、DPCを入れることによって、これ、完全に。前から言っているように、DPCというのは入院期間を短縮する制度ですから、どんどんどんどん入院期間を短縮していかないと、点数にならんわけですよ。だから、どんどんどんどん、これ、入院患者を追い出していくような政策ですので、もっと。2.2%どころじゃないですって。もっともっと減りますよ。

だから、その辺のことを加味しないと、1,000円のを2,000円にしたら収益は2倍になるんですよという、そういうふうな計算で積み上げていって言うというのは、僕はおかしいと思うし。

それと、先ほど三鬼和昭委員も言われたように、一般会計の繰り出しが、2020年から2025年か、2025年までですけど、でも、2020年から2024年を考えた場合、財政が出してきた財政見通しの5年間を考えた場合に、4億2,500万円だけの繰り出しなんですよね。だから、5年間で21億2,500万。

それがこの2020年から2024年までの繰り出しを合計すると、24億3,800万。だから、3億1,000万以上繰り出しがふえておるといふ。2025年はもっと大きいんですけどね、5億3,300万だからね。4億2,500万というのと、1億以上繰り出しがふえるということ。

ですので、その辺の財政見通しとも整合性があっていない。夢のような数字ですよ、これ。リニアックをやるがためにこれをしたのかもしれないけど、それにしても過大な数字ですよ、これ。ですから、この。

いいですよ。夢を語るのは結構ですよ、市長。でも、財政見通しを立てて、4億円足りないって出されていましたが、あの中にこの繰り出しの分も入っていないし、広域ごみ処理施設の建設とか、広域ごみ焼き場のあれも壊さなあかんね。ああいうのも考えていかないかんし、SEAモデルのお金も入っていない。それから、さっき驚いたけれども、教育委員会のICTの整備の1億円もまだ入っていないということじゃないですか。

そんなのを考えて、財政見通しやら、こういう新改革プラン、本当に机上の空論、ぽーんと出してきて、すばらしいんですよとか言いながらも、一時借入金が減らない。本当、過大な数字を出してきてもね。

もっときちっとした数字を出してもらわないと。もう机上の空論だけじゃ、夢や幻想じゃないんですよ、市長。もう夢や幻想をやめましょうよ。もう現実的な話をしていかないと。

だから、僕はこの前も事務長にも申し上げたけれども、これはもう夢の世界ですよ。夢の件。絶対実現不可能。その中で、頑張ったらできるぐらいの数字、それから、実現可能なところの数字、それから、もしかしたらこのぐらいの数字になるというような、4段階か5段階ぐらいの数字を僕は出すべきだと思います、この病院に関しては。

そうやないと、この本当、最大限の、これもいかにと僕は思うんですけど、夢の数字、幻想の数字だけを示して、僕らにこれを示されても困ります。審議もできません。もうこれ以上、僕は申し上げませんが、審議もできませんわ、これ。

○河合総合病院事務長　　今回の新改革プランの見直しに当たっては、各部門から

提案をいただき、各部門とヒアリングを行い、病院の会議で何度も検討し、さらに、市役所の中の改革プランの見直しの検討委員会でのいろいろ議論した上でつくってきた結果ですので、幻想とかそういうふうなことを言われると非常に残念でなりませんけれども、先ほどのマイナス部分が入っていないという部分については、2.2%という部分が正しいかどうか、適当かどうかという部分については、今後7年間の見通しを出す中で、過去8年間の平均の減少率を使わせていただいたので、結果としてそれ以上下がるということはあるかもわかりませんが、ことしの入院患者数、さっき地域包括ケア病棟を入れて下がっておるといような御指摘をいただきましたけれども、4月、7月の入院患者の実績は前年度で104.7%ということでふえておる状況もありますので、そういうのも増減、先ほど三鬼和昭委員のほうも言われましたけれども、医師等の関係で増減したりするときもあると思いますけれども、あくまで経営計画ということで目標を持ってそれに取り組んでいくと、具体的にこういう取り組みをすれば幾ら改善できるというのを明確に立てながら、それに向けて職員全体が努力していくということは必要ですので、その部分で実際きちっとした積算根拠をつくった上で、それに向けて取り組んでいくというのは、公営企業として当然のことかなという思いであります。

先ほどの仮想、幻想の数字という部分については、私としてはこの取り組みをしていけば、実現可能な数字だと考えておるところでございます。

○奥田委員　その辺が、事務長、大変失礼やけれども、甘いと思うんですよ。地域包括ケア病棟だって、これも今スタートしたばかりで、これが60日でしょう。これからですよ。これから移行する人が60日でもう追い出すと言ったらあれやけれども、語弊があるけれども、行くまでに。

でも、そこで、60日で本当にリハビリができる人、本当にそこで退院できる人を今送り込んでいるんだと思うけれども、その前に、行く前に、本来ならこれまでは療養病床へ行っていた人が、そこへ行く前の段階で追い出されておる人も出てくるんですよ、これ。

それと、もう60日たってから、どうするのかな。また一般病床に戻すのかどうか。もう戻さないんでしょう。でも、今はそのからくりをしているのかもしれないけれども、これからですよ、問われるのは。だから、その辺のところをシビアに見ないと、4月からあれだったので、それだけでは僕はできないと思うし。

それで、1点だけ、僕、お聞きしたいんですけど。いや、この改革プランをみんなで協議していますという。それはみんなでええことを積み上げていけば、それ

はそうなりますよ。だから、そこの部分のマイナスの弊害というのを考えてくださいよということを僕は言うておるわけなんですけど。

例えば、8ページの「一般病床数の削減」、これも必要だと僕は思っています、これは。これは絶対、今後も、今の稼働率を見ておっても、これは当然出てくる話やと思っておるんですけども、この辺の、例えば病床数が減った場合、幾らぐらい交付税は減るんですか。

○河合総合病院事務長 交付税については、病床数の算定基礎、基準財政需要額に入れるのが1床当たり75万というところで、例えば50床減ったとしたら3,750万円減るということでありまして、その経過措置がありまして、1年目は50床減ったら9割分は交付税措置をしましょう、2年目は6割をしましょう、3割をしましょうという経過措置があるのとプラスアルファで、あと、許可病床数を削減した特例ということで、許可病床削減数に対して34万5,000円、1床当たり、交付税をいただけるということですので、例えば50床減したら、1年目は3,750万のうちの5床分だけの減の部分と、あと34万5,000円の50床分の増ということで、1年目、1,350万のプラスになると、2年目で225万のプラスと、3年目で900万の減になる、4年目で2,025万の減になる、5年目、2,025万の減になる、最後、3,750万の減が続いていくというような状況でございます。

○奥田委員 だから、それ、減っていくんですよ。これ、軽減措置はありますよ。一遍には減らしませんか。でも、そういう軽減措置はあるけれども、これ、例えば今言ったように50床減ると、年間で3,750万、減ってくるわけですね。

そういうことを加味して、やっぱり一般会計ときちっと連動して考えないと、そうやないと、これ、2025年で5億3,000万円の繰り出しなんてできませんわ、絶対。不可能です、これ。

だから、そういうことの連動性をきちっと考えないと僕はいけないと思うし、それと、さっき言っていた、1個ひっかかったのが、「要介護被保険者に対するリハビリテーションの実施」。これはこれでええと思いますけど、さっきの、やっぱりしっかり理学療法士も必要だということになってくると。施設も必要なんでしょう。

だから、そういうことも含めた、これをやればばーんと収益が上がると、それしか見ていないところがあると思うので、それをするためにはこれが必要だし、こういう人件費がかかる、設備投資がかかる、それで、それに対して患者数がこうなるということを体系的に考えていかないと、これだけでは、僕は、これ。

でも、これでまだ市長はリニアックをやるというのかな。まだ一時借入金、5億残るので。5億4,000万円ですか。幾らになる。5億。5億4,000万、2025年。市長、2年前の3月の予算決算常任委員会で、やっぱりリニアックは一時借入金を減少してからですよということ、私は委員会、委員長をやったもので、委員長報告にも入れたんですけども。この5億4,000万も、これでまだ解消できない。この架空の数字ですよ。幻想の数字で、さらにまたこの5億4,000万円が残ってくるということに対して、どうかなという気はしますけどね。

その辺、この改革プラン、中間報告ということなので要らんことを言いませんけど、やっぱりきちっと一般会計でも整合性をとって、やってくださいね。

○加藤市長　　ということから、御質問に対して当然させていただきたいんですけども、要するに、先ほどの地域包括ケア病棟、もう60日たったら、追い出すんやとかって、そんなことも考えられるよと。実際問題、今どうなのかって。

これ、今現在、ゼロなんですよ。誰もいませんでした。これだけはっきり申し上げておきたい。

(「1人だけ」と呼ぶ者あり)

○加藤市長　　1人だけある。1人だけ出たんだけど、何か理由があって出たという……。

(「済みません、追い出した」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長　　奥田委員。

(「追い出した」と呼ぶ者あり)

○加藤市長　　ですから、追い出すとかどうのこうのとかおっしゃっていますが、何や新しいことを、こういうことをやると、自分にそぐわないことになったら、全部、反対意見を言う。これは絶対だめやと思っておるんです。

それで、もう一つ。その中で、もう一つは、委員のおっしゃるとおり。ただ、今までが病院病院でやってきながら、一部の事象しか取り上げていないと。おっしゃるように、今回の電子カルテの話とリニアックの話がこうなった場合には。

しかし、財政見通しについては、とりあえず、一応、4億円であると。しかし、それをやるがためには、当初、言葉では3億円要るんですがという、財政課長、言ったと思うんですけども、よくよく考えたら大体1億9,000万。23年、24年に、余分にこの5年間で繰り出しをしなきゃならないのが1億9,000万あると。これをどうするかというようなことで、これから、要するに僕はこの前、言ったように、年度内に骨子と方向性とこういうやるんだというものをきちんと出し

ますという。

それは何なのかといたら、6億円です。6億円を改善するためには、本当にこれ、徹底的にやっていかなきゃならない。それが何なのかといたら、経費を削減するという事は非常に限界があるわけなんです。それもやっていかなきゃならない。収益をふやすということも含めなきゃならない。いろんな話が出てきますので、それはきちんとまとまった時点で御報告をさせていただいて、御意見を頂戴したいと。

だから、おっしゃるとおり、その部分については、要するに架空の数字とか幻想とかじゃなしに、我々はこれを前提として今後やっていかなきゃならないわけなんです。本当に病院のあれにしてでも財政についても。だから、そのつもりで覚悟は決めております。

○奥田委員 市長、僕は何でも何でも反対していませんよ。

(「いつも」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 いつもじゃない。だって、僕、さっきだって、オープンウォータースイミングだって評価していると言うているじゃないですか。あの雨、台風の中、よく頑張ったなって。批判は多いけれどもね。僕はまた評価しているところは評価していますよ。

ただ、僕はやっぱり市民のことを考えて、市民目線で考えているんですよ、市長。

(「考えている」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 いや、あなたの場合は、幻想で考えるからね。幻想で。それは幻想はいいですよ、こうあったらいいなというのは。その具体的な話が何にもないじゃないですか、SEAモデルにしたって。

このお金が足りないという状況の場合、足りないと言っているにもかかわらず、財政課の数字がいいかげん。物すごくいいかげんじゃないですか、この財政課の数字にしたって、今回の数字だって。

(「いいかげんじゃないよ」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 いいかげんですよ。DPCだって、僕は前にももう一般質問で申し上げたけれども、こんな2億もぼーんと上がりませんって、数字。間違いなく、入院期間を短縮していかないと点数は上がりませんから、僕の試算では8,000万から9,000万、逆に入れると、これは赤になります。マイナスになります。見ておってください、どっちが当たるか。あれかもしれないけれども。

でも、入れたら終わりですよ、これ、本当に。僕はDPCに入っても、すぐ撤退

ということ、脱退と言ったらいいのかな、することになるんじゃないかなと思うんですけど。

というのは、内閣府の政策統括というのが29年8月にもう発表していますが、DPCというのは大都市圏ではプラスになるんですけども、やっぱり過疎地ではマイナスの影響しか出やんのですよ。これ、内閣府が検証して言うておるわけですので、その辺のところをね。やっぱり夢だけで飾ったら、僕はだめだということ。

やっぱり顧客満足度が下がりますよ、これ。僕は第一に申し上げたいのは、市長、顧客満足度ですよ。珠洲病院も見に行きましたけど、珠洲病院が何をやっているかって、やっぱり地域密着で、顧客満足度を上げると。そこが第一やと思うんです。

それと、もう一つは、市長は算数はちょっと苦手みたいですけども、やっぱりトップが数字を把握して、事務長もそう、医者もそう、みんなが月次決算を共有しているんですよ。松井さん、首をかしげているけど、そうなんですよ。みんなが月次決算を早目に出して、それをみんなが共有しておるんですね。課題を全部が、皆さんが把握している。

だから、僕はこの2点やと思うんさ。まずこれを尾鷲病院はやらないといけないと僕は思っておるんやけれども。

なもんで。

○南委員 ぼちぼち待ってもらわな、物を言えへんやん。

○奥田委員 ええ、わかりました。

だもんで……。

○南委員 奥田さん、済まんのやけど、みんな意見を持っておる人がおるもんでさ。ごめん、いい。

○奥田委員 わかりました。

だから、僕はみんなみんなが反対しておるわけじゃなくて、この数字というのを、根拠のある数字をやっぱり出さないと。財政課が出してきた数字ももうちょっときちっと出さないと。この教育委員会のICTも入っていないなんて、これ、問題やで、この1億も入っていないなんて、もう問題やと思うけれども。もうちょっと突き詰めて考えていかないと、夢、幻想だけではやっぱりだめですよ、市長、これ。夢、幻想だけでは破綻しますよ、これ、市長。

やっぱりもうちょっと算数を理解してやらないと。大変失礼かもしれないけれども、算数を理解してください、もうちょっと、これ。今財政が悪いことをわかったみたいですけどね。大変失礼、申しわけないけれども。

○加藤市長 私、算数は得意なんです。算数は得意ですから、きちんと計算しておる。

だから、先ほどの話についても、要するに今の財政の抱えている問題、病院の抱えている問題については、一応のところは出ていると。さらにいろんなところを精査しながら、年度内にはきちんとした骨格を一応お示ししたいということは申し上げた。

さっき、顧客満足度のことをおっしゃいましたけど、非常にこれは同感ですよ。お客様は大事なわけです。今の現状からいったら、顧客満足度というので、お客さんは来ていただくけれども、みんなよそへ行っちゃう人が多いと。松阪へ行ったり、津へ行ったり。

何でなのかといったら、やはりこの前、一般質問で言いましたね。南委員がおっしゃった。やっぱり医療機器が古くなったら、お客さん、来ませんよ。これ、全てそうですよ。我々、小売りでもやっていますが、古臭いところには来てくれません。

だから、やっぱり少しでも投資しながら新しいことをやって、それを要するにPRしていきながら、お客さんを戻すというようなことも考えていかなきゃならない。これが私は顧客満足度だと思いますので。ありがとうございました。

○三鬼（孝）委員長 南委員、あります。

○南委員 奥田委員さんの意見を遮ってやって申しわけないと。

新改革プランが今回、議会に提示されたわけなんですけれども、僕も5月に、前議長、今、委員長、それで副委員長とともども、上野のほうを視察させていただいたときに、確かに、当時の関係者から、DPCと地域包括ケアのおかげで4億数千万上がったということで、13期ぶりに黒字経営がされたと大きく新聞にも報道されたんですけれども。逆に、あれを、一方では、4条のほうの繰り入れというのが、ほとんどあの整備がされなかったというのが一つの大きな点があったのかなというような考え方をするんですけれども。

当市の場合は、これから、市長いわく、DPCや電子カルテ、リニアックも考えておるといことで、4条のほうの予算がかなりふえていくので、一応、皆さんが言われておるように、財政見通しと常に整合性を持った数字をはじいていかな、本当に大変な時代になるんじゃないかなという大きな不安もあるのも現実でございすけれども。

確かに、医業収益については、希望的な数字も若干入っておるのかなという思い

がするんですけれども、恐らく、これに近い、ある程度の数値が望めるんじゃないのかなというような感じがいたしております。当然、皆さん言うように、一般会計のやはり持ち出しというのは、どんどんどんどんふえてくるのが現実でございますので、一般会計との連結は十分に足並みをそろえて、財政数値は出していただきたいなと思います。

それと、1点、今、奥田委員さんから50床を減らすことによって云々ということで、5年たったら、最終的に、3,750万がもう減っていくということなんですけれども。先ほど、参考資料の中で、給与費。給与費、2022年から1億6,000万ぐらい減っていくんですけど、これはやはりあれですか。ベッド数の50床の削減による人件費の、例えば看護師だとかいろんな方面のあれと理解してよろしいんですか。この、ちょっと数字の中身だけ、説明をしていただきたいと思いません。

○河合総合病院事務長 1病棟、運営するには、夜勤等の回数も含めて制限がある中で、看護師21名、看護補助者3名、トータル24名程度の職員の配置が必要になるという中で、今回、ほかのところの看護師等を充実すると、地域包括も充実するという中で、看護師さんは13名減らす、看護補助者さんは3人減らすというような計画の中で、とりあえず計画としてはつくらせていただいた結果、この1億程度が下がるというところの計画を立てさせていただいております。

○南委員 今の計画で看護師数が減るということなんですけれども、ちょうどあれですか。言うたら、2025年にうまいこと、退職を迎えて減るのかどうかというような、若干、不安があるんですけど、そういったことによって経費のほうも、当然50床減るということで、理解をしておきたいんですけれども。

この今の計画でいくと、新改革プランでいくと、電子カルテは21年、22年がCTですか、それから23年がMRIという機械を入れるような建設の予算を組んでおるといことなんですけれども、市長が言われるように、今の旧棟をつくった建設改良費が2025年に10億ぐらい減るということで、そういった数値をプラスマイナスしてくると、若干どうにかこうにかできるのかなというような思いがするんですけれども、現実に、尾鷲と上野の大きな違いは、尾鷲の場合は紀北町と合わせて3万数千人という数字なんですけれども、上野の場合は17万以上のやはり診療人口がおるといこと、持続可能な数字が出せるのかなという思いがするんですけれども。やはり尾鷲の場合は、著しい人口減少を見込んだこの改革プランの数値だと思うんですけどね。恐らくこのとおりにはいかないと思うんですけども、

これからのより一層の努力をしていただいて。

そういったベッド数を減らすにしろ、22年ですか、50床を減らすという説明をいただいたんですけれども、市民的にも、ある意味では、そういったことは徹底して情報開示をして、周知していくのも病院としての責務じゃないのかなというような考えもありますし、そのベッド数の削減については、対市民に対しての説明というのは、どうしていくお考えなんですか。

○河合総合病院事務長 基本的には、不要になったというか、今までばらばらと、各病棟単位でいけば非常に病床率が高いところを病床を一つ減らして、各病棟へ集約していくというところで、市民の皆様には影響を与えないというようなことで考えておりますけれども、その周知についてはしっかりさせていただきたいと思っております。

○野田委員 先ほど途中で終わってしまったもので、まず、3点ほど簡単に話をさせてもらいます。

地域包括ケアの収益性については、職員の方、御苦労さんです。これは非常に数字は上がっていますし、僕は評価しています。

それと、6ページの医療機器のところなんです。令和3年にリニアック導入という、市長のこの真意はどうかというような部分はちょっと置いておいて、このCTとか、MRIというのは、4年、5年という後でするような。これをもっと、一つ前倒しでできないのかと。要は医療機器の一般大衆化の部分を優先しないと、やはり医療に対する信頼性というのが尾鷲総合病院に培われないのかなということを1点と。

それから、具体的な取り組みなんですけれども、経営の効率化のところ、要は「未利用地の売却の検討」とか、あと、「未収金の徴収強化」という文がありましたけれども、これはいつまでにどのような形でというやっぱり具体性がないと、そのままたってしまうという部分がありますので、ここら辺のきちっとした具体性についてどう考えているのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○河合総合病院事務長 まず、5ページのCT、MRIの前倒しというところ、ございますけれども、全体の電子カルテの更新とか、そういうものもありますもので、その辺を踏まえて、また今後、検討をしていきたいと考えておるところ、ございます。

あと、未利用地の売却についてと、あと、未収金の徴収強化というのは、具体的

にどの時期にというところはまだ明確にさせていただいてはいないところですが、その辺も踏まえて、実際、最終案の段階で、例えば来年度に売却するやはり方向性について、内部的に検討して出していきたいなどは思っていますけれども、現時点でいつこうやるというのはまだはっきりしていないところがありますので、今後、その開始時期も含めて検討させていただきたいと考えておるところでございます。

○三鬼（孝）委員長 簡潔にね。

○野田委員 要は、市長のリニアック公約というのは自分、わかるんですけども、医療の経営の安定化を尾鷲総合病院に望むなら、何をまずやらなあかんかというところの市長の主義主張の部分も自分、わかるんですけども、そこら辺、また前倒しの部分という分は、やっぱり考える余地があるのかなと思っています。

それで、もう一点は、売却とかそういう部分については、やはり計画性を持って、本当にざくっとというんですか、もっとぐっとそこをやっていくという意思を示さないと、こういう部分は非常に時間がたってしまいますので、再度よろしくお願ひしたいということをお願いします。

以上です。

○村田委員 これ、どっちにしても、中間案でしょう。中間案です。

ですから、今から病院のほうも検討して、さらに研さんをすることですから、ここでいろいろな意見がありますけれども、こういったものを聞いて、加味をして、つくり上げていただきたいということなんですよ。

この前、財政計画ですか、出されましたが、あれも中間案と一緒にすよね。結論、まだ出ていないんですから。今からそれをもってどうやっていくんだという中間案なんですから。この病院なんかも中間案のプランなんですから、今からもう少し研さんをしてやっていくということに努めていただければいいのであって、私は9日である程度の御意見はいいかと思えますけれども。わんわん言って今やらなくても、まだ中間案ですから、それを聞いてあなた方が頑張ってくださいということをお願いしたいと思えます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○小川委員 1点だけお聞かせください。

診療科の見直してありますけど、これって市民の皆さん、一番気になるところだと思えますけど、不採算部門をなくしていくという、そういう考えなんですか。

○河合総合病院事務長　現状のところでは、何かを縮小していくとか、その辺まで行っていないくて、当然、医療需要が少なくなってきた、患者数が少なくなってきた、医師の確保も難しいという中で、今後、そういう部分も検討していくという意味合いで書かせていただいていますので、具体的に最終案の時点で何かを縮小するというような案を出すことではなくて、今後検討していくという意味合いで書かせていただいております。

○高村委員　市長に病院の経営などをしてやってもらいたいことは、まず、CTとかMRIですね。それはやっぱり病院に来てもらった患者のほとんどが使うわけですから、何を置いても、さっき、優先的に、できることならやってもらいたい。そういう要望をしておきます。

リニアックをするに至っては、それを使っている患者の人には失礼なんやけど、人口的にも少ないよって、CTとかMRIを使うのは多い率があるので、経営者としてそういうのを新しい機械に入れることは、やっぱり前の委員さんも言っていたように、尾鷲病院に来てくれる人は多いと思います。そのことを今の段階では中間の発表ですから、ぜひともそのことを入れてもらいたいと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　高村委員、市長を経営者と言いましたけど、開設者でございますので、よろしく。

他に。

三鬼和昭委員、もう時間も時間ですから、簡潔に。

○三鬼（和）委員　病院が建設的にこういった計画を立てて、これでやろうという、これは評価したいなと思いますけど、民間から来た事務長等々も考えについて病院をやってもらったけど、一時借り入れはふえる。結局、一般会計から支えられないというのが大きなもとで、あくまで尾鷲市があって総合病院という考え方で我々見ざるを得ないので、その辺は事務長は事務長の自分の職責の部分で説明してくれたんだと思いますけど、市長におかれましてはやっぱり今、尾鷲市が総合病院をどのようにして経営していくかという大前提に立って、慎重にお諮り願いたいと思います。

○加藤市長　これは前々から言っていますように、いかに尾鷲総合病院、維持、経営していくかというの、もうこれにかかっていると思います。ええ、中身はいろいろあります。これだけです。存続、維持、経営という、維持、存続していくかというような話。潰しちゃだめなんだという話です。それだけです。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

事務長、最終案は時期的にはいつごろなんですか。

○河合総合病院事務長 次の12月の議会の常任委員会で御説明できればと考えているところでございます。

○三鬼（孝）委員長 わかりました。これで……。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長 続けてやるの。

（「ちょっと、15分で」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 あと5件ほどあるんですが、昼食を挟んでやりたいと思いますが。

それでは、昼食のために休憩いたしまして、午後は2時15分から開会いたします。

（休憩 午後 1時09分）

（再開 午後 2時16分）

○三鬼（孝）委員長 委員会を休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、尾鷲総合病院の報告事項ですけれども、DPC制度への参加の届け出について、電子カルテシステムを更新について、薬剤師の奨学金制度の創設について、尾鷲総合病院の使用料及び手数料徴収規則の改正について、それから最後に、尾鷲総合病院煙突解体工事について、以上5件について説明を求めます。

○佐野総合病院総務課長 それでは、資料の3、12ページのところから説明を始めたいと思います。

まず、資料3のDPC制度への参加の届出についてということです。

当院におきましては、平成26年度からDPC対象病院の参加資格を得るために、DPC準備病院として調査に参加をしておりますけれども、来年度からの診療報酬改定の6カ月前となる今月末までにDPC制度への参加の届け出を行いたいというふうに考えています。

参加時期としましては、来年の4月1日の診療報酬の改定時を目途にしております。

参加の要件につきましては、次にある5点、①から⑤までの条件を満たしていることということになります。

DPC制度への参加の届け出でというと、直近に予定されている診療報酬の改定

の6カ月前ということになりまして、地方厚生局の医療課長を經由して、厚生労働省の保険局医療課長に提出するというようなことになっています。

当院のDPC制度参加への取り組み状況でございますが、先ほど、参加要件である五つの条件、それらを満たすという形で取り組んでおりまして、調査時期1カ月当たりの病床分のデータの比が、基準である0.875を大きく上回るような1.157という数字のほうも出ておりますし、適切なコーディング委員会を設置して、年6回の開催というようなこともやっております。

また、昨年からDPCの分析ソフト、こういうようなものを利用して基準を満たすべく、減算対象となる項目の対応とか、医師、職員へのDPC制度の説明会の開催なども実施しております。

また、いわゆるジェネリックの後発医薬品の使用体制の加算の届け出というものも行っておりまして、新たな点数の算定にも取り組んでいるところでございます。

13ページのほうには、急性期の一般入院の基本料の基準となります看護師の病棟の月平均夜勤時間数、それと、一般病棟の在院日数についての表というのがついておりますけれども、7月のところを見ていきますと、いずれも基準のほうを満たしている状況であるということでございます。

次のページのほうをごらんください。

資料4になります。

これが電子カルテシステムの更新についての資料でございます。

電子カルテシステムは、患者サービスの向上と業務の効率化などにおいて、既に病院業務において必要不可欠なものとなっております。

現行のシステムは2013年導入した富士通製のもので、既に6年が過ぎております。7年目のものとなっております。

本システムのメーカー保守期間というのが5年でございますが、延長サポートの3年を含めても2021年には保守期間が終了するという、そういう状況のものでございまして、原則、その後の保守が受けられなくなる状況にもなるところでございます。

ハードウェアのほうにつきましては、メーカー保有の補修用の部品が製造終了後5年ということになっておりますので、2021年にもし故障した場合、部品調達が困難になって、電子カルテシステムそのものが停止するというようなことにもつながりかねないというような状況でございますので、更新が必要というふうに考えております。

今回更新しようとするシステムの概要でございますけれども、2020年8月に契約をいたしまして、翌年の8月には稼働させたいというふうに考えております。

更新に係る予定額としましては、システム自体が3億3,000万、5年間のシステムの保守料が1億1,685万3,000円というようなことで、選定方式としてはプロポーザル方式を考えております。

また、端末ですとかプリンターなどの周辺機器については、これまでの経験を生かしながら、機能、性能の選択、配置、これらを検討し、ランニングコストを削減できるようシステム構築を目指していきたいというふうに考えています。

なお、予算につきましては、令和2年度、来年度の当初予算を目途に、令和3年度までを期間とする債務負担行為、こういった形での設定をする予定でございます。それでは、16ページのほうごらんください。

資料5、薬剤師の奨学金制度の創設という資料でございます。

現状といたしまして、当院の薬剤師の現状でございますけれども、平成28年度以降、6名体制での業務が続いております。さらに、昨年度末に1名が退職し、本年7月からは1名が長期休暇というふうな状況になっていまして、4名での現状というふうになっています。

薬剤師の確保につきましては、常時募集を行うとともに、在勤しています薬剤師さんの母校を初め、近隣の学校への訪問、それから、市内出身者で薬剤師の資格を持っている方への訪問、また、三重県の薬剤師会の薬剤師確保支援事業、こういったものにも参加をして、新卒の薬学生向けの就職情報ウェブサイト、こういうところへの情報を掲載するなどして取り組んでおりますけれども、現実、確保はできていない状況でございます。

それで、確保に向けて、今後、薬剤師修学資金の貸与制度、それと、薬剤師の奨学金の返還支援時の助成金、これの貸与制度という、この二つの制度を創設して、来年度から運用できればということで考えております。

奨学資金貸与制度につきましては、学校卒業後に本院の薬剤師の業務に従事してくれる人に貸与をするというもので、現在、看護師のほうに貸与しているものと同様の制度というふうにお考えをいただければと思います。

対象者は、薬科大学に在学する4年生から6年生の人が対象でございます、卒業後、尾鷲総合病院の薬剤師業務に従事しようとする人。

月額で7万5,000円以内という、年で90万というところですが、こちらを無利子で貸与するという制度です。

貸与期間は、貸与決定の月から卒業をされる月までとして、卒業後1年以内に資格を取って、直ちに当院の薬剤師として貸与を受けた期間以上に勤務をしたときには、貸与金の返還を免除するというふうな制度を考えております。

もう一つの制度であります奨学金の返還支援助成金の貸与制度についてでございますが、この制度は、当院の薬剤師となった者が貸与を受けた奨学金の返還に対しまして、助成金を貸与しようという制度です。貸与貸与というとあれなんですけど、奨学金を返還する、その額に対しての助成金を貸し付けるということです。

助成の対象とする奨学金は、大きくは日本学生支援機構奨学金など、こういった奨学金制度にのっとり貸与を受けている方で、ただし、医療機関などからの奨学金で、業務に従事することなどを条件に返還を免除されるようなものは対象から外すというふうに考えています。

対象者は次の①から④ということですが、基本的には、ここに載っている対象者に①から④までの条件を満たす人ということにしておりますが、月額5万円を無利子で貸し付けるということです。

貸付期間は、貸し付け決定から返還満了まで、または助成金の貸し付けが540万に達する、いずれか早いほうをといたします。

また、貸し付けを受けた期間に相当する期間、当院の薬剤師業務に従事したときは貸し付けた助成金の返還を免除というふうなことで、制度として考えています。

以上、この二つの制度につきましては、第4回の定例会に条例案を提出させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、18ページになります。

資料6です。

尾鷲総合病院の使用料及び手数料徴収規則の改正でございます。

来月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられるというに伴いまして、同規則の別表を改正させていただくということです。

こちら、20ページまでございますので見ていただきたいと思うんですが、今後徴収する見込みのないものというのが中で整理させているところでございます、それらにつきましては削除ということで改正後のところに上がっておりますので、あわせてごらんをいただければなというふうに思います。これはまた後ほども見ていただければと思います。

最後、21ページのほうをごらんください。

資料7、尾鷲総合病院の煙突の解体工事についてでございます。

この工事につきましては、昨年、台風21号の際に煙突の表面が剥がれ落ちるといふようなことがありまして、倒壊の危険性もあるということから、本年度、解体工事を実施させていただいたものでございます。

解体に当たりましては、施設内にダイオキシンや焼却灰等の汚染物の付着、残留というものがあるということで、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱、こちらに従った安全対策を行いまして除染作業を実施するとともに、あわせて、工事の着工する、実施前には周辺の住民の皆さんに対しましても説明会を開かせていただくなどして、工事の内容を皆さんに広く説明させていただいたところでございます。

工期は6月20日から8月26日まで、工事費につきましては、解体工事費が4,309万4,160円、監理費のほうは486万円ということで、合計4,795万4,160円でございます。

下のほうに写真がついておりますが、右のほう、工事後の写真ということで、煙突が取れた、撤去されたということでございます。

説明、以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　それでは、DPC制度への参加の届け出について、まず御質疑をさせていただきたいと思えます。御発言願います。

○野田委員　端的に聞かせてください。

薬剤師のこの奨学金というのは……。

（「いやいや、DPCだから」と呼ぶ者あり）

○野田委員　済みません。

○三鬼（孝）委員長　よろしい。

○野田委員　じゃ、結構です。

○奥田委員　では、お伺いします。

13ページのところの表が出ていますけど、3月にはどのぐらいの数字を見込んでおるんですか。この夜勤の夜勤時間数と、あと、平均在院日数ですが。

○河合総合病院事務長　看護師数については、途中、退職者もあり、7月よりは増加する見込みであるので、ちょっとふえるかなとは思いますが、当然、10対1の看護体制を守るには、72時間というのは死守せなあきませんので、それに向けて頑張っていきたいと思えます。

平均在院日数については、やっと地域包括ケアの病棟も安定してきましたので、今後、17日から18日ぐらいの推移をするのではないかなというところで、平均でいけば19日ぐらいになるのではないかなというような感じを持っております。

以上です。

○奥田委員　　これ、以前も濱中議長がよく気にしていましたけれども、72時間、これ、本当に大丈夫ですか。5月、72.7、超えていますけど、大丈夫なのかということと、もう一つ、平均在院日数ですが、17か18ということですよ。4月が21.4ですので、それからもっと減らしていくんじゃないかなという感じがするんですけど。

これ、紀南病院が14ぐらいでしたっけ、たしか。だから、紀南病院と同じような数字ではじいているということなので、本当は14日まで持っていかなあかんのですわね、これ。そういうことを考えていくと、今後、またDPCを入れていくと、平均在院日数を縮めていかないと点数は上がりませんからね。ここら辺が僕は非常に。

だから、2.2%の患者数か、減で見ているということですけど、もっと僕はどーんと来るんじゃないかなと。早く追い出されるということもあって、顧客満足度も下がるじゃないですか。ああ、尾鷲総合病院ってもう、すごい出されるんやみたいな風評みたいなのが出ると、もっと僕は下がってくるような気がするし。

やっぱりDPCを導入してもらおうと、効率化を迫ってしまいますでしょう。機械的に看護師さんでも、お医者さんもそうやけれども、動いてしまわないかなと思うと、そういう意味では、顧客満足度も僕は下がってくるというのを。そういうことを見越して、本来は新改革プランもつくらなあかんと思うんやけれども。

逆に言うたら、3月で17か18ぐらいで大丈夫ですか。これで、もう4月からDPCを導入していくということですけど。あと、さっきの看護師の夜勤の時間数、72時間のところ。

○河合総合病院事務長　　72時間ということで、毎年、4月から6月については新採が入ってきて、3カ月間は研修期間というところもありまして、夜勤をさせていないところがありますので、その分、ちょっとオーバーをしてしまう時期があるんですけども、診療報酬制度上、3カ月を超えない範囲で1割以上の増加は認められているというところもありますので、その部分で増加はしてしまっただけはおるんですけども、今後は72時間を死守するように頑張っていきたいと思っております。

あと、平均在院日数については、DPCの中で平均在院日数という評価の項目はあるんですけども、例えば、今回、試算の中で、平均在院日数は効率性の指数というか、その部分であるんですけど、そこの部分だけ取り上げると、上野市民総合

病院でいくと0.9%程度で、今回、1億9,000万円ぐらいの増収と読み込んでおるところの金額でいくと、1,000万で5%ぐらいの程度ですので、そこが大部分、落ちてみえるというわけではないんですけども、現状の尾鷲総合病院、この規制を考えると、そこを、平均在院日数を短くして増収を図っていくというのは難しいというか、できないかなと思っていますので、ほかの部分で努力しながら収益を上げたいと考えておりますので、地域の事情に沿ったDPC制度を運用していきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員 夜勤の時間数を頑張っていきたいということですけど、具体的にどのような取り組みか聞いたかったですけど。もしあれば、聞かせてほしいんですけど。

それと、今、平均在院日数ですけども、事務長は、それは短くなるけれども、ほかの部分で収益を上げていくんやということを言われましたけれども、ほかの部分って何ですかね。その辺、よくわからなかったんですけど。

○河合総合病院事務長 看護師確保の部分については、人口が減っていく中で医療従事者の数もなかなか確保しづらいというところはあるんですけども、引き続きそういう看護学校への訪問であるとか、看護実習生を積極的に受け入れて、PRをしていく。それぞれ、ほか、看護協会が実施する事業に参加するなり、いろいろできる限りのことをして確保して、その72時間を守っていきたいと考えております。

あと、DPCの部分では、平均在院日数以外にそういう病名のつけ方で不明コードを減らしていくなり、あと、そういう現状の病名等を、病名というか、病院の情報をホームページで公表するとか、その辺はことしから始めさせていただいていますし、救急の患者の受け入れ等も含めて全体的に評価される部分がありますので、それぞれそういう部分で努力しながら、あと、加算なんかも含めて入院医療管理料なんかもその届け出を一つ上げれば、その分、点数が上がるとか、そういうところもありますので、施設基準なんかも病院に見合った形の基準等をとって行って、その係数を上げればと思っているところでございます。

○奥田委員 加算を上げるというのは事務長が考えておる机上の空論で、それはそれでそうなんやけど、僕が聞きたいのは、平均在院日数は間違いなく縮まりますよね、事務長もさっき認めたんやけれども。これを、平均在院日数が縮まるということは、早く追い出されるわけですよ。そこのところの、実際の追い出されるということが、どんどんどんどん追い出されてくるということになりますから、そこ

のところのやっぱり顧客満足度、当然、下がりますよ。

そこのところをやっぱりきちっと考えないと、ほかの部分でほかの部分でと言ったって、患者さんが来てくれなかったら収益は上がりませんから、僕はそこを一番に気にしておる。だから、1億9,000万円上がると言っておるけれども、逆に、これは総合的に考えたら、このDPCを導入したら、僕は8,000万、9,000万赤字になるなというのは、そのことを言っておるわけですよ。

在院日数が短くなっていく、それに対して追い出される人がいる、それに対してまた顧客満足度が下がっていくということを、僕はちょっと悲観的に見ておるのかもしれないけれども、そのことは絶対に連動的にどんどんどんどん起こってくると思うんですよ。

ただでさえ、この29年から30年にかけて入院患者が6.6%減っておるわけですよ。ですから、そういうことを考えると、本当にDPCを導入して、この入院期間も短縮していく中で、これから2.3%、平均して人口も減っていくという状況の中で、2.2%だけの減少なんですよね、入院日数ね。入院患者か。そこは本当に大丈夫なのかという。だから、さっき、ちょっと僕がきつい言い方で、幻想やということを使うわけなんですけれども、そこを本当、しっかり見きわめていかないと。

事務長、これ、3月までなんでしょう、任期は。もう3月を過ぎたら、来年度、いないわけですから、その責任、どうなっていくのかな。市長が開設者やで、市長が当然あれやけれども。僕ら、責任があるんでしょうね、これを認めるということですからね。

だから、そこは僕は怖いんですよ、非常に僕は怖いんです、今。もう事務長がおらんけれども。僕は事務長を批判しておるわけじゃないですよ、これ、別に全然。事務長はこういうふうな計画を立てて、3月になってもういなくなってしまう。僕らはこれをもう認めた形になってしまいますからね、今までも予算を認めてきておるわけですから。そこが僕は非常に怖いんですよ、これ。

本当に看護師の確保もできるのかということも不安ですし、平均在院日数を縮めていくということも。議長、何か言いたそうなんですけれども。どうですか、本当に。事務長、大丈夫ですか、本当に。

机上の空論はいいですよ、幾らでもつくれますけど。あなた、もう3月、いなくなるんですから、後々。いらっしゃるならいいですよ。この数字を私は責任を持って今後も見ていきますということであるなら。いらっしゃるんですかね、4月

以降。

○河合総合病院事務長　　済みません、その人事の件は私、自分で決めるわけでありませんので何とも言えませんけれども、基本的にきちっと、こういう公営企業ですので、経営目標を立てて、それに向けて、達成に向けて努力していくというのは当然のことですので、もちろんそれを達成できればいいんですけれども、達成できない場合は、なぜそれが達成できなかったのかというのはしっかり分析した上で、それを次の取り組みにきちっとつなげていながら、病院経営を継続していくということが非常に大事だと思いますので。

先ほど2.2%なり、昨年6%減っておるといふところもありましたけれども、今年度、先ほども説明、午前中にも説明させていただきましたけれども、4.7%増加しておるといふところもありますので、そういう増減要因もいろいろありますので、単にもっと下がるとかというのはどうかなといふところは思いますけれども、その辺を含めてきっちり検証しながら病院経営を続けて、尾鷲総合病院をきっちり維持、存続していくために努力をしていきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員　　済みません、委員長、最後。僕は最後にしますね。議長が何か発言があるみたいなので。

いや、事務長が言われるのはわかるんですよ。公営企業だから目標数値を決めてやっていくと。

ただ、僕はさっきも申し上げたように、平成30年度の予算と決算を見ても、予算は7,400万の赤字ですよと言っていたのが、実際に出てきた決算が1億2,400万の赤字なんですよ。この5,000万って大きいですよ。これ、率にすると、本当に2倍近いんですよ。それが、あなた方は29年もそうですよ。29年も4,200万、数字が違ったんですけれども。計画と出てくる数字が余りにも違うもんで、僕は今回でも新改革プランも見ていて、ああ、これは絶対おかしいなと思いつつ、矛盾しているなと思いつつ見ているんやけど。一般会計との整合性も全然とれていないしね。

だから、そこのところなんですよ。だから、公営企業だからこそ、事務長、公営企業だからこそ、目標を持つのはあれだけれども、後で、目標、計画は立てたとしても、それで達成できていないから、今ね。いろんなことが病院、達成できていないんですよ。それがこれまでは想定外でした想定外でしたというような説明が多いんですけど。多分、今後もまた新改革プランを出してきて、想定外のことが起こりましたとかと言って、また報告があるのかもしれないけれども。

そういうことじゃ、今、財政が。一般会計からどんどんどんどん繰り出しができるのならいいですよ。それが今できない状況じゃないですか。今、4億2,500万を出しているけど、新改革プランでは2025年で5億3,300万円も出してもらえるようになってきているけど、でも、病床も減らしていくのなら、3,750万減らさなあかんよ、さっきの話で。

だから、4億も切つていかないといけない状況の中で、一般会計は出せないのに向こうをふやして、病院側はふやしてほしいのかどうか知りませんが、そこはつじつまが全然合っていないでしょう。

だから、公営企業だからこそ、事務長、きちんとした目標を立てて、きちんとした実現可能性のある数字を出してこないといけないと僕は思いますよ。夢の数字ばかり出しておったら、だめだとは僕は思いますけどね。まあ、いいです。

何か議長から。

○三鬼（孝）委員長　議長の発言を許可します。

○濱中議長　　すごく誤解を招くおそれがあるなと思うやりとりがあったので、きちっと説明を求めたいんですけども。

恐らく奥田委員が言われた、その追い出されるという言葉は、実際、患者さんのほうから奥田委員のほうに届けられているのかもしれないですけども、以前から病院側は短くなったと思われることは、医療行為がなくなったら、もちろん病院としては退院をお願いしていく部分のことやと思うんです。

その言葉がそういった患者さんのほうから、追い出されるという言葉に変わってしまうというのは、恐らく患者さんに対しての説明が不足をしているのかなというふうな気がするので、そのあたりをどういったコミュニケーションを努力されていくのかは事務長は説明をしておかないと、これを聞いている市民の方から、短縮される、イコール追い出されるというふうになるのではないのかなというふうに危惧をしましたので、説明の追加をお願いしたいなと思うんですね。

それで、実は一般質問の折に、せつかくおる広域のほうの医療介護連携とのコミュニケーションが年2回しかないという答弁は、私はこれは当然少な過ぎるなと思って聞いていたんですけども、そういったあたりがもっと活躍していただく部分なのかなと思うんですね。

やはり退院調整に関しては、患者さん御本人ももちろんですけども、介護のほうのケアマネジャーさんたちとのやりとりがすごく大事になってくる。そこへの説明がまだ少なく、そういった追い出されるという言葉になってしまっておるんや

ったら、病院の努力が不幸になってしまうので、もう少しきちんとどういうコミュニケーションをとるのかを、この際ですので、事務長、説明なさったらどうでしょうか。

○河合総合病院事務長　先ほどの平均在院日数が短くなるという部分については、当然、地域の事情も含めてきっちりと病院運営をして、そんな追い出されようなどというような誤解を招くような運営はしてはだめやと思いますので、しっかり説明をしていきたいと思っておりますけれども。

そうした中で、紀北在宅医療介護連携支援センターが開催する、そういう事例検討会なんかも年4回開催されているところもありますので、そういうところへ参加して、顔の見える関係なり、きっちりしたネットワークづくりをしながら、事例検討をしながら、そういうきっちりと、患者さんが退院後、必要な医療介護サービスが受けられるよう、しっかり説明をしていきたいなとは思っています。

また、今回、地域包括ケア病棟の導入に当たっても、今年度、1月でしたか、そういう在宅介護関係者・事業者も含めて50名以上集まった会議であると思っておりますけれども、総務課長と地域連携係がそこへ同席して、地域包括ケア病棟の運営方法等もしっかり説明させていただいたところですが。

ただ、先ほど、追い出されるみたいなイメージがあるところはまだ病院としての説明不足があったと思っておりますので、引き続きしっかりと連携をとりながら、説明をしていきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員　簡潔にね。

でも、事務長、やっところへ来て、DPCを入れたら平均在院日数が短くなるんですよって初めて言われましたけれども。僕は初めて聞いたんですけどね。これまでは、でも、僕が何回言うても。初めてじゃないですか。

これまでもDPCを入れたって平均在院日数は変わらん、診療体制は変わりませんよとずーっと、ということ言うたじゃないですか。市長も言うていますよ、そうやって聞いているって。ならないんだ、診療体制は変わらないんだとずーっと言ってきたおるんやけど、この1年、2年。これ、言ってきたおる、事務長。そうなのに、やっところへ来て、平均在院日数が短くなる制度とやっ認め、これからちゃんと説明していくということですけど。

本当に、地域包括ケア病棟などもそうやけど、まだまだきちっとした説明ができていないもので、どうなんやろうという心配の声も結構あるんですわ。やっぱりきちっとした説明をしてくださいね、もうごまかしは結構ですので。きちっとした説

明をしてください。

○河合総合病院事務長　　済みません、その平均在院日数、D P Cを入れたら短くなるという話は、先ほどの本年度の平均在院日数についてどれくらいの見込みやと言うたときに説明させていただいたものだと思いますけど、その部分は今回、地域包括ケア病棟を入れることによって、一般病棟からそちらのほうへ適切な時期に転棟させるという中で短くなっていくということですので、来年度、D P Cを入れたことで平均在院日数を目指していくということはありませんので、そこは誤解のないようによろしくお願いいたします。

○奥田委員　　いや、それはまたへ理屈ですね。いやいや。

正確な情報をやっぱり流すべきですよ、市民の方々に。平均在院日数、一緒だったら、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期があつて、どんどんどんどん縮まっていくんですね。Ⅰ期までが平均在院日数の25%。平均ね。Ⅱ期までが全国、全国の症例の平均は50%がⅡ期までと。それで、あとのⅢ期になるでしょう。だから、それがみんな競争しておるわけなので、Ⅰ期、Ⅱ期のこの平均在院日数がどんどんどんどん、今、年々縮まっておるわけです、各症例で。まあ、いいですけどね。

事務長、やっぱり、市長もそうやけど、市民の方々にきちっとした説明をしましょうよ、説明を。もうへ理屈は要らないし、僕はそこだけ望んでおるんですけど。またうるさいと言われるから、あれだけども。

まあ、いいんですよ。またいずれ、奥田の言うておったとおりやなどわかってくれるから、市民、尾鷲の人が。でも、市民にきちっとした情報を流しましょうね。

○三鬼（孝）委員長　　何回も、続きまして、電子カルテシステムの更新について御質疑のある方、御発言願います。

○野田委員　　この電子カルテシステムなんですけれども、今回、プロポーザル方式ということで予定をしているということなんですけれども、これは富士通さんでしたか、前回導入したときの。そういうところと、経験のあるところで、今回の保守というか、この運営上の。随時契約がええとかどうとかじゃなくて、より経験値を高めたところの、より購入予定金額等を安くできる交渉というものはできないんですか。考え方として。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　　今、富士通株式会社の電子カルテを使用しますけれども、そちらのほうはもちろんこちらのほうから安くできないのかとか、ここの部分はどうなのというふうなことは言うんですけれども、まあまあウィンドウズ7とかに電子カルテのプログラムを載せたりするんですけれども、今はもうウィ

ンドウズ10とかということで、全て乗せかえないといけないとか、ハード面は使えないということになりますので、導入したときよりも少しは安くはなるかもしれないんですけども、システムとしては同じですよというふうな形です。

それで、今はプロポーザル方式というのなんですけれども、2社、3社、この価格のほうとか、いろいろ交渉とか来ているんですけど、やっぱり会社によってやり方が違うんですね。なので、やはり看護師のほうからは、今のシステムがいいという声もあります。

なんですけれども、価格のほうとかを考えるとどうなのかなというのもありまして、新しいシステムもほかのメーカーさん、ありますので、そちらのほうも見つつ、やはり今使っているんじゃないなくて、6年後、8年後のシステムを見ないといけないので、そちらのほうでプロポーザルということで平等に行いたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。ないようでございますので、続きまして、薬剤師の奨学金制度の創設について、御質疑のある方、御発言願います。

○野田委員 この薬剤師の奨学金制度なんですけれども、これは、他の公立病院等もこういうのは導入されているんですか。まず1点、お聞きしたいんですけども。

○佐野総合病院総務課長 同じような制度を持ってみえるところ、公立病院、ほかにも国内ですといろいろありまして、額もいろいろあるんですけども、内容的には、うちも看護師さんにこういう貸与制度を持っているものですから、これを薬剤師バージョンにやらせていただいて。薬剤師の場合は大学のほうも6年制ということもございますので、ここにあるように4年、卒業を見据えた形にされる4、5、6年の方を対象で貸し付けできたらなというようなことで今回考えております。

○野田委員 これは情報の開示というんですか、よりこういう認知してもらおうということで、どのような、病院として施策というか、打たれるんですか。ホームページか何かこういうアップするのか。それとも、尾鷲の広報でしたら知れていますけれども、もっと広い意味でこういう情報開示をして、よりよい認識をってもらうという方策はどのように考えていますか。

○河合総合病院事務長 ホームページは当然のことですけれども、薬剤部長も含めて近隣の大学等へ訪問して、薬剤師の募集も行っていますので、そういうところにも含めて募集要項、この案内等も配布しますし、県のほうもそういう薬剤師の就職ブースというのを他県でやっておるところもありますので、県のほうにもお願いして、そういうところで今回制度を創設する旨をしっかりとPRしていただい

て、薬剤師を確保したいなと考えているところでございます。

○野田委員 この返還免除という部分は、どこでもこういうバージョンって、今言いましたけど、そういう形ではやられているということですね。わかりました。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。

○楠委員 奨学金制度について。

これ、定数を充足したときには、この制度は休止するのか。それと、あと、先ほど、午前中に言った経営の効率化の中で、経費の削減のところでは院外処方推進ということで、この辺が相反するところがあるんですけど、この2点についてお伺いします。

○河合総合病院事務長 あと2名、何とか確保できたらなということで、2名、その予算の範囲内ということの規定をつけていますので、2名の予算をつけて、2名が確保できれば、そこでストップということで考えております。

あと、経営の効率化の部分の人員配置の適正化という部分ですけれども、現状、薬剤師、4名で非常に少ない中で、土日の調剤等も含めてなかなか休みのとれない状況でありますので、非常に今後の増員は必要かなと思いますので、今後、確保したら。現在、薬の調剤でも精いっぱいというところもありますので、今後、薬科さんもなくなっていく中で、病棟への服薬指導であるとか、別途そういう部分で収益を確保していければというところを考えておるところでございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○南委員 薬剤師の制度の新たな創設ということで、民間のほうが今、公務員よりか給与がいいということで、なかなか採用の応募がないというので苦労しているということはよく聞いておったんですけれども、これ、奨学金の制度の新たな創設ということですので、運用規則か何ぞで明記してするんですか。新たなことですので。それだけ、ちょっと教えていただけますか。

○河合総合病院事務長 看護師の貸与制度も一緒なんですけれども、その支給というか、貸与の部分については、規則で定めてやるんですけれども、ただ、減免のほうは債権放棄に当たりますので、議決が必要となりますので、その部分は条例を制定して、12月議会で上程させていただきたいなと思っておるところでございます。

○南委員 条例改正するのね。わかりました。それだったら了解です。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、続きまして、尾鷲総合病院の使用料及び手数料徴収規則の改正についての説明を求めます。

（「説明はさっきやった」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　いや、ごめんなさい。ああ、そうか。失礼して質疑のある方は御発言願います。

○小川委員　　参考までにちょっと聞かせていただきたいと思いますけれども、この手数料の部分ね。手数料と。これ、例えば、乳児検診1カ月の場合はちょっと値上げしていますけど、母親の1カ月検診はそのままって。これ、上がっているやつと上がっていないやつとあるんですけど、いろいろと、どういった基準なんですか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　　自費の項目なんですけれども、市のほうの決まっている価格とかはそのままの据え置きになりまして、あと、乳児検診とかの場合は、本当の自費、何も関係なく、その患者さんが来て受診する分ということになりますので、変更のほうはありません。変更は消費税分だけあります。

○小川委員　　ああ、そうか、手数料やもんで。

ワクチンとかやと上がっていますけれども、これには薬価で、これには背負いで乗せられやんというのはあると思うんですけど、これは手数料として上げるという意味にとればいいんですか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　　ワクチンのほう、ワクチン代が上がりますので、そちらのほうでワクチン代の金額を上げるということになりますのでそうなりますし、手数料として、ワクチンのほうで規則のほうを定めております。

○小川委員　　あくまでも消費税として取るという意味じゃなしに、値段、違うんですよね。

○河合総合病院事務長　　行政の場合は、全部、手数料というのは非課税になるんですけども、病院事業会計のほうは消費税を計算して納めやなあきませんので、その分の100分の1.08を1.1に上げさせてもらって、その分は消費税計算の中で、消費税を納めるということになると思います。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、最後の尾鷲総合病院煙突解体工事について御質疑のある方、御発言願います。解体工事、よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、これで総合病院のその他の項

の。

(「1点だけ関連していることをお聞きします」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 　どうぞ。

○三鬼(和)委員 　済みません。午前中の資料の中に、LED化による電気料の削減ってあったんですけど、これは早うから議会からもLED化というのはあったんやけど、予算的に難しいということだったんですけど、今回のこの10ページの収支計画には、こういった費用は盛り込まれておるのか。もしあったら、また今度でいいんですけど、積算したやつをいただきたいなと思うんですけど。

○河合総合病院事務長 　工事費を積算すると、大体6,000万ぐらいかかるという中で、器具(聴取不能)も全部かえて、節減できるのは大体900万ぐらいという中で、起債なんかをつけて更新できれば、交付税措置もあって有利かなと思うんですけども、照明だけをかえるのであれば、起債のほうがかかないみたいな話が県のほうもありまして、その辺のちょっと調整に時間がかかっておりまして、今回、収支計画のほうには載せさせていただいておりませんが、今後、その辺、きっちり県とのほうの調整をした上で、修繕で直していく必要があるのか、起債を使うのかも含めてちょっと検討した上で、次回の最終案の中で載せていきたいなと考えております。

○奥田委員 　また関連なんですけど、僕もこの一個一個の「具体的な取り組み」と書いてあるの、それがどう。具体的にきちっと。12月、もう一回出されるんでしょう、新改革プラン。そのときにはきちっとシミュレーションをしてほしいんですよね。

それと、一般会計との繰り出しの整合性。

それと、もう一個あったな。何やったかな。何か運用と思ったんやけどな。

それと、ちょっとわかりにくいのは、ここの数字もどうかな。僕は何回も言っておるように、大分、雲の上の数字を収支は出しておるんやけれども、一時借入金も全然減らんやないですか。5億4,000万の2025年も残るといふ。

だもんで、できたら貸借対照表というか、それは無理にしてもキャッシュ・フロー計算書ぐらいはつけてもらえるとわかりやすいんじゃないかな。収支というところやけれども、設備投資とかこういうのがあるもんで、一時借入金、減らないんですよというようなのを1枚入れてもらえるとわかりやすいのかなという感じがするので。ちょっと要望だけしておきます。

○河合総合病院事務長 　最終案までにちょっと検討させていただいて、どうい

形に出せばわかりやすいかも知って検討させていただきたいと考えています。

○三鬼（孝）委員長 よろしいね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 これで尾鷲総合病院のその他の項の審議を終了いたします。
御苦勞さんでした。

（休憩 午後 3時01分）

（再開 午後 3時07分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、決算審査日程表に従いまして、これから決算の審査をしていただくわけでございますけれども、平成30年度尾鷲市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算意見書の提出が必要になっておりまして、その辺のところの代表監査から監査の総評を説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

代表監査の総評の前に監査事務局長。

○仲監査委員事務局長 座って失礼いたします。

監査委員事務局です。よろしくお願ひします。

このたび作成いたしました公営企業会計検査審査意見書のうち、水道事業会計決算部分に記載している給水費用、給水原価を求める際の算定式のほうをこのたびから変更いたしました。そのことに伴って、意見書に記載した数値、具体的には、平成26年度分から平成29年度分の1立米当たりの給水費用、そして1立米当たりの損益の数値につきまして、昨年度までの意見書に記載されている数値と異なる部分が生じたので、そのことについて、代表監査からの審査意見書概要説明の前に、御説明させていただきたいと思っております。

それでは、要点をまとめました資料のほうをつくりましたので、そちらのほうを通知させていただきます。

まず、資料の1番の部分なんです、具体的に変更することとなった該当箇所を示させていただきます。

まず1カ所目は、審査意見書4ページになりますが、最近5年間の概要比較表のうち、「1 m³当りの給水費用」、そしてその欄です。

それとあと、2番目といたしましては、20ページになるんですが、同じく、給水収益と給水費用単価表というのがございまして、その中に、「有収水量1 m³当りの給水費用」、そして「有収水量1 m³当りの損益」という部分がございます。

それと、もう一カ所がございますんですが、35ページの業務実績比較表というのがございまして、その下のほうの部分にも「1 m³当りの給水費用」及び「1 m³当りの利益」という形で合計5カ所の部分、表記した数値につきまして、これまで意見書のほうでお示してきたものと異なる部分が、変更している部分が出てきましたので、若干表現は異なるものの、これらは共通した数値、二つの数値でございます。

次に、真ん中ほどに数値を変更するに至った経緯と理由についてなんですけれども、資料の2のほうには記載させてもらった、公益社団法人日本水道協会から出されております水道事業経営指標における給水原価の算定式というのがございまして、平成26年度の地方公営企業法の改定以降、1立米当たりの給水費用の算定方法については、上段から下段に記載しておりますように、経常費用から受託工事費、その他営業費用等を差し引いた上で、さらに、長期前受金戻入益、その部分を引いたものを分子とするように変更されております。

監査としましては、法改正後も過去の意見書に示してきた数値との比較を行う場合の整合性に重きを置いた結果、上段の従来算定式を採用して、意見書に表記してまいったんですけれども、結果として平成26年度から平成29年度までの4年間の分の審査意見書には、旧算定式に基づいた数値を表記してまいりました。

ところが、現在、水道部が用いている数値との差にそごが生じてしまっているということと、あるいはその指標が全国的に用いられておる状況でありまして、今後、例えば他市町と比較する場面とか、監査の出した数値との間に差異が生じる場合といったものが想定されるし、あと、将来、水道の料金改定等の議論がなされる際にそのことが弊害となってしまうおそれがあるということから、監査内で検討の結果、新たな算定式を採用した数値のほうがより一般的かつ合理的であるのではないかと結論に至りまして、今回の審査意見書より新たな算定式によって得た数値を表記したいと、表記することといたしました。

念のため、資料の3のところには、昨年度までの決算審査意見書に表記してきた数値と今年度の決算審査意見書に表記した数値を併記したものを掲載いたしましたので、比較を行っていただく際に御活用いただければ幸いです。

結果としましては、収益がふえるといったことで、若干、損益が改善したような表記になっております。

決算審査意見書に表記する数値を変更するということは、議員の皆様を初め、市民の皆様、関係各位に対して御迷惑をおかけするということは十分認識しておりま

して、申しわけなく思っておりますけれども、あくまで数値の表記の方法とか算定の方法の選定については、より適正を期すべきであるとの思いから、今回、思い切って変更させていただきました。何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　ただいま監査事務局の説明がありましたけれども、何か御質疑ありますか。

よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、これから代表監査の総評を。

○福本監査委員事務局代表監査　　皆さん、こんにちは。代表監査委員の福本和行でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、着席のまま失礼いたします。

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、尾鷲市長から審査に付された平成30年度各会計決算について審査を行った結果、別冊の審査意見書のとおり取りまとめましたので、その概要について御説明申し上げます。

それでは、お手元の平成30年度尾鷲市一般会計各特別会計歳入歳出決算審査意見書1ページをごらんください。

I 審査の対象は、平成30年度一般会計歳入歳出決算並びに3本の特別会計歳入歳出決算及び附属書類となります。

III 審査の方法といたしましては、審査に付された決算書及び附属書類が恒例の規定に基づき適正に作成されているか、予算執行は議会の議決に沿って適正に行われているか、財政運営上の問題点は何かという点に留意して、決算書類の計数を関係諸帳簿と照合し、あわせて、定期監査、例月出納検査等の結果も参考に慎重に審査いたしました。

IV 審査の結果といたしましては、審査に付された各会計歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合した結果、正確であると認められました。

次に、一般会計につきましては2ページから57ページまで、特別会計につきましては58ページから75ページまで、歳入歳出決算額を款別に前年度と比較し整理いたしました。

また、76ページに実質収支に関する調書、77ページから79ページまで財産に関する調書を整理いたしました。

80ページのむすびをごらんください。

まず、一般会計であります。

本年度の一般会計に係る予算の執行、財産の管理など、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めます。

本市を取り巻く情勢は、人口減少や、昨年度と比べ393人、2.1%の減少や、少子高齢化の進行に伴う後継者不足等の影響により、長期にわたって地域経済が低迷しております。そのような中、基金繰入金を除く自主財源が減少するなど、財政運営において非常に厳しい状況が続いているのが現状であります。

6ページに戻っていただき、一般会計決算状況の表をごらんください。

なお、表上の表記は円単位ですが、以降、全て万単位で御説明させていただきます。

一般会計の決算額は、歳入が102億2,369万円で、歳出が100億449万円となり、歳入歳出差引額が2億1,920万円の黒字となっております。

次に、8ページの(2)財政構造状況をごらんください。

財政構造状況を示す指数を見ると、(ア)の財政力指数は0.389で、前年度と比較すると0.001ポイント低下しております。

(イ)の経常収支比率は98.2%で、前年度と比較すると1.3ポイント上昇しています。

次ページ、9ページをごらんください。

(ウ)の公債費比率は10.7%で、前年度と比較すると0.5ポイント上昇しています。

一般的に、10%未満が健全、15%を超えると要注意、20%を超えると危険と言われております。今後、計画されている諸事業の財政負担等を十分勘案し、高率化とならないよう慎重な配慮が望まれます。

続きまして、14ページをごらんください。

14ページの財源別決算額の状況といたしまして、自主財源及び依存財源比較表をごらんください。

本年度の歳入決算額の財源別構成比率は、自主財源が40.5%、依存財源が59.5%で、自主財源の割合は、前年度と比較すると2.3ポイント上昇しています。

2ページほどめくっていただきまして、16ページをごらんください。

歳入の約21.3%を占める市税の収入額は21億8,135万円で、前年度と比較すると4,588万円、2.0%減少しております。

38ページをごらんください。

一方で、歳出決算額の性質別経費の構成比率は、義務的経費が43.0%、投資的経費が6.6%、その他の経費が50.4%で、義務的経費、投資的経費ともに前年度より割合が低くなっております。

むすび、81ページをごらんください。

今後の財政運営について考察すると。ごめんなさい、下から3行目です。今後の財政運営について考察すると、少子高齢化や人口減少などにより自主財源である市税収入が減少傾向にある上、今後、依存財源も減少する懸念があり、歳入面において好転の見込めない状況が続くものと推測されます。

次ページへ続きます。

一方、歳出面では老朽化した各公共施設の整備事業や、低迷する地場産業への振興対策、防災・減災対策の推進、集落支援事業などの高齢化対策など、引き続き財源需要は増加するものと予想されます。

このような厳しい財源状況における諸事業の実施、推進に当たっては、中長期的な視野に立ち、引き続き財源負担の抑制を図りつつ、効果的な財政運営を望みたいと思います。

次に、特別会計に移らせていただきます。

59ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入が26億645万円、歳出が25億7,103万円で、歳入歳出差引額が3,542万円の黒字となっています。

続きまして、61ページの上段の表をごらんください。

国民健康保険税の収納率は82%、1.0ポイント、昨年度より低下しておりますが、平成24年度より7年連続で80%台を維持していますが、今後も収納強化に努め、収納率の向上を図っていただきたいと思います。

続きまして、67ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の決算額は、歳入が6億3,810万円で、前年度と比べて1,109万円、1.7%減少いたしました。

2ページ先の69ページ中段の歳出をごらんいただきますと、6億3,208万円で、歳入歳出差引額が601万円の黒字となっております。

続いて、公共下水道事業特別会計についてであります。

70ページをごらんください。

(「下水道です」と呼ぶ者あり)

○福本監査委員事務局代表監査 公共下水道ですね。済みません。公共下水道事業特別会計です。

公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入歳出額ともに106万円で、歳入歳出差引額は0円であります。

私どもの意見といたしましては、平成30年度の特別会計に係る予算の執行、財産の管理など、財務に関する事務の執行についてもおおむね適正に処理されているものと認めますが、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業については、高齢化率の上昇に伴い、ともに厳しい事業運営が続くものと予想されますが、医療費の抑制や財源の確保など、事業の持つ課題に対する取り組みについて、引き続き強化を図っていただきたいと思います。

最後に、88ページから93ページまでの平成30年度尾鷲市基金運用状況につきましては、いずれの基金においても適正に運用されているものと認めます。

それぞれの基金運用については、引き続き安全かつ確実な方法をとられるとともに、より慎重な取り扱いを行っていただくよう希望いたします。

続きまして、公営企業会計決算について御説明いたします。

それでは、お手元の平成30年度尾鷲市公営企業会計決算審査意見書の1ページをごらんください。

I 審査の対象は、平成30年度尾鷲市水道事業会計決算並びに病院事業会計決算です。

III 審査の方法といたしましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された決算書並びに附属書類が関係法令に準拠して作成され、財政状態と経営実績を適正に表示しているか否か、会計事務処理が適切であるかどうかについて審査を行うとともに、公営企業としての経済性を発揮しているかどうか、経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、あわせて、例月出納検査等の結果を参考に慎重に審査いたしました。

IV 審査の結果は、決算書類は関係法令に準拠して作成されており、計算、計数はいずれも正確であると認めます。経営状況、財政状況については、次の会計別に述べるとおりであります。

まず、水道事業会計でございます。

2ページから40ページまで、業務実績、予算の執行状況、経営成績、経営分析、

財政状況、財政分析、キャッシュ・フローの状況を整理しております。

平成30年度の水道事業に係る予算の執行、財産の管理など、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認めます。

4ページをごらんください。

業務実績についてであります。下段の表をごらんいただきますと、給水戸数は9,369戸、給水人口は1万7,760人で、前年度に比べ給水戸数は104戸、給水人口では393人減少しております。

次ページ、5ページの上段の表をごらんください。

有収水量推移表の合計欄の対前年度減少率は3.7%ですが、大口需用、これは火力なんですけれども、36.2%大幅に減少しております。

次ページ、6ページに移ってください。

上段の表の有収率を見ていただきますと、68.1%です。前年度より1.1ポイント低下しており、全国平均の82%と比べると、依然として低水準にあります。

その主な要因については、配水管の老朽化による漏水などが考えられますので、今後も積極的に管路診断を実施し、継続的、計画的な配水管の布設替えによる漏水防水対策を実施することで、さらなる有収率の向上を図っていただきたいと思います。

次に、13ページをごらんください。

経営成績につきましてでございます。

収益的収支において、総収益は5億1,065万円、総費用は4億8,604万円となり、2,460万円の純利益となっております。平成23年度に水道料金の改定を実施した結果、8期続けて黒字経営が続いております。

29ページをごらんください。

財政分析であります。

本意見書における流動比率は271.6%で、前年度より28.6ポイント低下しております。この比率は高いほど支払いの能力があり、一般的に、経営上、200%以上であることが望ましいと言われております。

34ページ中段の水道事業会計むすびの2をごらんください。

当年度の決算においては、給水収益が1,816万円(3.7%)減少したことと、営業費用が687万円(1.6%)増加したことにより、純利益は対年度比2,495万円減益の2,460万円を計上しました。

本市においては、人口減少に伴う給水戸数の減少が続いており、今後、料金収入

の大幅な増加が期待できない状況にある一方で、老朽化が進む施設の維持管理や更新、改良等に多額の設備投資が必要となることから、厳しい経営状況を迎える時期が来ることが十分に予想されます。

これらを踏まえ、今後も有収率向上策の推進や、徹底したコスト削減に継続的に注力し、一層効率的かつ効果的な事業運営に努められることを希望いたします。

続きまして、病院事業会計であります。

次に、病院事業会計ですが、43ページから83ページまで、業務実績等を整理しております。

平成30年度における尾鷲市病院事業会計に係る予算の執行、財産の管理など、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認めます。

43ページをごらんください。

業務実績において、前年度より入院患者数は4,670人減少し、外来患者数も3,662人減少しております。

また、病床利用率は70.9%で、前年度より5.0ポイント下回っております。

53ページをごらんください。

経営成績において、収益的収支を見ると、事業収益は42億5,057万円、事業費用は43億7,510万円となり、1億2,452万円の純損失となりました。

69ページをごらんください。

本意見書に記載した流動比率は59.9%で、前年度より13.4ポイント低下しております。

続きまして、79、80ページの別表、比較貸借対照表をごらんください。

右側2の流動負債、(1)一時借入金は、借入金と返済を繰り返して、対前年度より1,100万円増加の3億6,100万の年度末残となっております。

81、82ページの別表(4)、比較損益計算書をごらんください。

左右それぞれ最上段の医業収益から医業費用を差し引きした医業損益は4億6,937万円の赤字となり、前年度と比較して365万円改善しておりますが、依然として大変厳しい状況となっております。

経営全般につきましては、さまざまな経営改革に取り組まれており、日々、努力されていることと思いますが、かく高齢化等により医業収益の拡大が困難である中、医業収支の改善に向けて非常に厳しい状況が続くことが予想され、今後、さらなる経営改革の断行と、一層効率的な事業が求められております。

また、引き続き関係機関との連携を図りながら、医師、看護婦、薬剤師の確保に

努められ、安全で質の高い医療サービスの維持、安定的、継続的な医療の提供を図っていただきたいと思います。

以上が病院事業会計決算に対する意見でございます。

以上、一般会計、特別会計、それから公営企業会計についての決算審査意見書の概要について御説明申し上げました。御審議のほどよろしく申し上げます。

最後に、平成30年度尾鷲市財政健全化及び経営健全化審査意見書についてであります。審査の結果といたしましては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認めます。

以上でございます。ありがとうございました。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

ただいま代表監査から総評がございましたけれども、特に何かありましたら。福本監査委員は就任間近でございますので、その辺を考慮して御発言願いたいと思います。

よろしいですか。よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで代表監査の総評を終わります。どうも御苦労さんでした。

続きまして、会計課の決算の審査を行いますので、よろしく申し上げます。

（休憩　午後　3時38分）

（再開　午後　3時41分）

○三鬼（孝）委員長　　委員会を再開いたします。

それでは、会計課に係る決算ということで御説明求めます。

○平山会計管理者兼会計課長　　会計課です。よろしくお願いたします。

それでは、進行表に基づきまして御説明させていただきますが、本日、私からは決算総括説明と、あと、一般会計歳入全般及び財産に関する調書の説明、あと、会計課に係る部分の歳出の説明、大きく3項目について御説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

それでは、まず、尾鷲市一般会計特別会計歳入歳出決算主要説明書及び決算参考資料に基づき、総括的に説明をさせていただきます。

本会議でも使用いたしました平成30年度尾鷲市一般会計特別会計歳入歳出決算

主要説明書の２ページをごらんください。

各会計の実質収支額になります。

平成３０年度の実質収支額は、一般会計で２億１，８３４万４，３９１円、国民健康保険事業特別会計で３，５４２万２，８１９円、後期高齢者医療事業特別会計で６０１万９，９９２円、公共下水道事業特別会計はゼロ円となりました。これにより、それぞれ翌年度へ繰り越されることとなりました。

次に、決算参考資料に移らせていただきます。

こちらの１ページのほうをごらんください。

上段の半ばから下段にかけて、一般会計款別歳入決算推移を１，０００円単位で５年度分、お示しさせていただいております。

平成３０年度の主なものといたしましては、市税が２１億８，１３５万１，０００円、前年度比が４，５８８万６，０００円の減少、中段の地方交付税におきましては、３５億６，５７０万６，０００円、前年度比で６８７万８，０００円の減少、次、寄附金におきましては１億３，７３７万４，０００円で、前年度比で１，５６０万５，０００円の増加となっております。

最下段にあります平成２６年度から平成３０年度までの一般会計款別歳入決算推移の合計額を見ますと、２６年度が約１１０億７，０００万円、２７年度約１０８億８，０００万円、２８年度が約１０５億１，０００万円、２９年度が約１０１億７，０００万円で、３０年度が１０２億２，０００万円となっており、５年平均をいたしますと、１０５億７，０００万円となっております。

歳出につきましては、２ページのほうをごらんください。

２ページの最下段にあります平成２６年度から３０年度までの一般会計款別歳出決算推移の合計を見ますと、２６年度から約１０８億４，０００万、２７年度が約１０５億５，０００万、２８年度１０２億４，０００万、２９年度が約９９億２，０００万、３０年度が約１００億円となっており、こちら、５年平均をいたしますと、１０３億１，０００万円となっております。

次に、３ページのほうをごらんください。

こちらが一般会計経費別歳出決算の推移であります。

これは歳出を経費的性質に分類したものでありますが、ここでは義務的経費、投資的経費、その他の経費の決算額と、全体に占める割合などを記載しております。

義務的経費につきましては、人件費及び扶助費が減少しており、公債費が増加しております。

投資的経費につきましては、普通建設事業費、災害復旧事業費がともに減少となっております。

その他の経費では、補助費等が減少、投資及び出資金が皆減となっております。

次に、6ページのほうをごらんください。

この6ページから9ページにかけては、平成23年度から30年度までの過去8年間の市税の推移を記載しております。

市税につきましては、平成30年度では、市民税、軽自動車税は増加となりましたが、固定資産税のほか、他税目では減少となっており、市税全体では年々減少傾向が続いております。

次の10ページから13ページにかけては、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業、二つの特別会計の資料であります。この特別会計の決算につきましては、市民サービス課及び税務課から説明させていただきますので、省略させていただきます。

次に、14ページのほうをごらんください。

14ページから17ページまでの上段の表は、給与費等の推移であります。

17ページのほうにございますように、平成23年度では、職員数が190名、退職手当を除いた給与費等が14億2,121万2,000円でありましたが、14ページのほうに戻っていただきまして、平成30年度では、職員数が184名、給与費等が13億553万2,000円と、職員数では6名、給与費等では1億1,568万円の減少となっております。

次に、18ページに移らせていただきます。

18、19ページは、賃金等の推移でございます。

賃金のほうは増加傾向での推移となっておりますが、平成29年度からは減少となり、平成30年度では前年比1,132万3,000円の減少となっております。

次に、22ページをごらんください。

22ページにつきましては需用費の推移で、一般会計、特別会計の科目別、節別集計表であります。

一般会計、特別会計の需用費の総合計は2億7,581万8,000円で、前年度との比較は、762万7,000円の減少となっております。この主な理由といたしましては、土木費の道路維持費、道路新設改良費、また、農林水産業費のほうで、林道改良費、漁港管理費、海洋深層水事業費における、それぞれの施設に係る修繕料の減によるものであります。

次、23ページのほうをごらんください。

こちらは基金の推移でございます。

平成30年度は、新たに都市計画事業基金を設置し、基金合計額は21億5,966万8,017円で、平成22年度からは20億円台で推移をしております。

次に、一般会計、市債の状況について説明させていただきます。

24ページをごらんください。

この表は、平成26年度から平成30年度までの市債の推移でございます。

平成30年度に起債として借り入れた金額は、上から4段目の起債額の欄のとおり、6億1,200万で、償還元金は10億8,017万5,704円、償還利子は6,741万2,842円、公債費支出計で11億4,758万8,546円となっております。

この結果、市債年度末残高は、一番上の欄のとおり、102億3,968万1,515円となり、その下の対前年度増減額は4億6,817万5,704円の減少となっております。

次、25ページのほうをごらんください。

25ページは、平成30年度地方消費税交付金の社会保障財源化分が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費で、事業別の経費とその財源内訳になります。

次の26ページは、平成30年度都市計画税の充当状況についての資料で、事業別の経費とその財源内訳となります。

この資料の詳細につきましては、後ほど財政課のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、決算主要説明書及び参考資料に基づく総括説明でございました。

続きまして、議案第61号、平成30年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、歳入と財産に関する調書を御説明させていただきます。

なお、一般会計の歳出につきましては各所属から説明を行い、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計は市民サービス課及び税務課から、公共下水道事業特別会計については建設課から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会計課作成の資料1のほうをごらんください。

この表は、歳出決算書に対して、款別での担当所属と決算書の該当ページ数をあわした明細書でございます。

次に、2ページの資料2をごらんください。

これは先ほどの資料1をもとにし、所属別に並べかえた明細書でございます。

次の3ページ、資料3は、2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費と14目の諸費において、複数の所属が重複している部分でございますので、各課別決算額を表にしたものでございます。

これらの資料1、2、3につきましては、各課の歳出決算説明に参考として御利用ください。

それでは、まず、歳入全般について御説明させていただきます。

時間の関係もありますので、目、節、備考欄等については主なもののみ申し上げますので、御了承ください。

決算書の14、15ページ、尾鷲市歳入歳出決算事項別明細書をごらんください。

まず、1款市税、こちら、調定額22億6,969万1,910円に対し、収入済額は21億8,135万1,447円、不納欠損額は65万7,694円、収入未済額で8,768万2,769円であります。

市税の詳細な説明につきましては、後日、税務課より説明させていただきます。

同ページの下段に移りまして、2款地方譲与税の収入済額は5,130万円であります。

少し飛びまして、26、27ページのほうをごらんください。

中段にあります3款利子割交付金の収入済額は462万4,000円、4款配当割交付金の収入済額は929万1,000円、5款株式等譲渡所得割交付金の収入未済額は740万9,000円であります。6款地方消費税交付金の収入済額は3億3,783万5,000円。次、次ページに行きまして、7款の自動車取得税交付金の収入済額は1,954億7,000円、8款地方特例交付金の収入済額は753万6,000円、9款地方交付税の収入済額は35億6,570万6,000円、10款交通安全対策交付金の収入済額は226万7,000円、11款分担金及び負担金につきましては、収入済額1億3,287万2,676円、収入未済額732万3,380円であります。

11款の内訳について、少し説明させていただきます。

1項負担金、1目民生費負担金の収入済額は1億1,280万8,490円、収入未済額は732万3,380円であります。

30、31ページをごらんください。

収入済額の主なものは、2節の老人福祉費負担金の老人ホーム入所者負担金、現

年度分は1,559万6,137円、3節児童福祉費負担金の保育所入所保護者負担金、現年度分で8,673万750円でございます。収入未済額の主なものにつきましては、保育所入所保護者負担金であります。

次に、2目衛生費負担金の収入済額は1,964万7,666円で、収入済額の主なものは、救急医療体制強化事業の紀北町負担金1,752万8,640円であります。

次に、3目教育費負担金の収入済額は41万6,520円であります。

次に、12款使用料及び手数料の収入済額は1億2,163万5,417円、収入未済額につきましては783万4,800円であります。

次に、1項使用料の収入済額は3,287万5,091円、収入未済額は733万4,300円で、主なものについて申し上げます。

32、33ページをごらんください。

3目衛生使用料の収入済額は424万3,900円で、主なものは、斎場使用料の291万9,400円あります。

次に、4目農林水産業使用料の収入済額は229万2,580円で、主なものは、深層水使用料168万7,480円あります。

次、6目に行きまして、土木使用料の収入済額は2,217万9,056円で、収入未済額は724万9,300円あります。収入済額の主なものは、道路井溝敷使用料825万3,856円、市営住宅使用料（現年度分）が1,343万4,600円で、収入未済額は全て市営住宅使用料であります。

次、7目教育使用料の収入済額は363万3,580円、収入未済額8万5,000円あります。収入済額の内訳は、33ページの下段から35ページの上段にわたる備考欄のとおり、幼稚園保育料から武道場の使用料まででございます。収入未済額につきましては、全て幼稚園保育料であります。

引き続き、34、35ページをごらんください。

2項手数料の収入済額は8,876万326円、収入未済額は50万500円あります。

次、手数料の主なものについて内容、内訳を申し上げます。

1目総務手数料の収入済額は797万6,600円で、内訳は、戸籍手数料や住民票手数料、証明関係手数料が主なものでございます。

2目衛生手数料の収入済額が8,077万6,926円、収入未済額は50万500円あります。収入未済額は全てし尿処理手数料であります。

次に、収入済額の主なものにつきましては、清掃工場の持込処理手数料が1,738万1,200円、し尿処理手数料（現年度分）で3,665万4,900円、37ページのほうに移っていただき、塵芥収集手数料2,502万1,736円であります。

引き続き36、37ページをごらんいただき、次に、13款国庫支出金の収入済額ですが、こちらは8億6,550万3,977円であります。

1項国庫負担金の収入済額は7億9,583万7,957円、内訳としまして、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金が2億1,218万1,427円であります。

次に、38、39ページをごらんください。

同じく、2節の児童福祉費の負担金の収入済額ですが、こちらが3億2,714万7,530円あります。

次、3節生活保護費負担金の収入済額は2億5,636万9,000円あります。

2目衛生費国庫負担金、1節保健費負担金の収入済額は14万円あります。

次に、2項国庫補助金の収入済額は6,465万3,853円あります。内訳は、1目総務費国庫補助金が954万1,419円あります。

次に、40、41ページをごらんください。

1目総務費国庫補助金の収入済額のうち、主なものは、下段にあります地方創生推進交付金の426万419円あります。

次に、2目民生費国庫補助金の収入済額が2,232万5,000円で、内訳は、1節社会福祉費補助金が1,031万9,000円、2節児童福祉費補助金が916万4,000円、3節生活保護費補助金が284万2,000円あります。

次に、3目衛生費国庫補助金の収入済額は697万1,434円あります。

次に、42、43ページをごらんください。

主なものといたしましては、2節の環境衛生費補助金、浄化槽設置整備事業補助金632万4,000円あります。

次に、4目土木費国庫補助金の収入済額が2,010万8,000円で、内訳は、1節の道路橋梁費補助金が1,785万1,000円、2節住宅費補助金で225万7,000円あります。

次に、5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金の収入済額は570万8,000円あります。

次に、3項委託金の収入未済額は501万2,167円あります。

44、45ページをごらんください。

主なものといたしましては、2目民生費委託金、1節の社会福祉費委託金の基礎年金事務費交付金が442万29円であります。

次に、14款の県支出金に移りまして、収入済額5億8,646万5,762円で、このうち、1項県負担金は3億4,154万6,724円であります。主なものは、2目の民生費県負担金であります。

その内訳としまして、1節の社会福祉費負担金が2億2,630万8,497円で、主なものは、国保基盤安定負担金、こちらは7,077万6,009円、三重県障害者自立支援給付費等負担金で8,650万4,948円、後期高齢者基盤安定負担金6,674万8,291円であります。

次に、2節児童福祉費負担金は1億867万4,936円で、主なものとしましては、児童保護措置費負担金の8,027万8,052円であります。

次に、46、47ページをごらんください。

3節の生活保護費負担金541万5,291円は、生活保護法第73条による負担金であります。

次に、2項県補助金の収入済額は1億9,904万2,029円で、1目総務費県補助金は628万6,188円であります。

2目民生費県補助金の収入済額は7,554万3,134円、そのうち1節社会福祉費補助金は5,826万8,739円で、主なものは心身障害者医療費補助金、こちらが3,316万2,397円、次ページのほうへごらんいただき、子ども医療費の補助金、こちらが1,455万7,342円あります。

次に、2節児童福祉費補助金は1,346万395円で、主なものは、一人親家庭等医療費補助金592万8,395円、地域子ども・子育て支援事業費補助金が717万7,000円あります。

3節の地方改善事業費補助金は381万4,000円あります。

次に、3目衛生費県補助金の収入済額は382万132円あります。内訳といたしまして、1節保健費補助金は207万5,132円で、主なものは、健康増進事業補助金112万9,000円、小児救急医療支援事業補助金が47万3,000円あります。

次に、50、51ページのほうをごらんください。

3節環境衛生費補助金は、浄化槽設置整備事業補助金で174万5,000円あります。

次に、4目農林水産業費県補助金の収入済額は1億438万1,675円、内訳としましては、1節農業費補助金が987万7,895円で、主なものは、農業基盤整備促進事業補助金385万円であります。

2節林業費補助金の収入済額は2,960万780円で、主なものといたしましては、農山漁村地域整備交付金786万円、みえ森と緑の県民税市町交付金1,418万8,472円であります。

次に、52、53ページをごらんください。

3節の水産業費補助金の収入済額は6,490万3,000円で、主なものは、水産物供給基盤機能保全事業費補助金6,470万3,000円であります。

次に、5目商工費県補助金の収入済額は35万1,100円、消費者行政推進事業費補助金であります。

6目土木費県補助金の収入済額が796万4,800円で、主なものは、地籍調査補助金、こちらが603万3,000円あります。

7目教育費県補助金の収入済額は69万5,000円で、放課後子ども教室推進事業補助金であります。

次に、3項委託金の収入済額は4,587万7,009円あります。主なものといたしましては、1目総務費委託金3,686万2,256円のうち、2節の徴税費委託金2,631万5,479円あります。

次に、54、55ページをごらんください。

2目の商工費ですが、委託金から、あと、56、57ページの4目の消防費委託金につきましては、備考欄のとおりとなっております。

続きまして、15款財産収入に移らせていただきます。

56、57ページになります。

収入済額4,212万4,006円あります。その内訳としましては、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の収入済額は1,857万1,542円あります。

収入済額の主なものとしましては、賀田駅前土地等の貸し付けに係る管財関係土地貸付料と市有林地内での送電設備に関する農林関係土地貸付料及び教員住宅等貸付料であります。

2目配当金は、ZTV出資金配当金の9,000円あります。

3目1節基金運用収入の収入済額は84万4,893円で、資金運用に係る定期預金利息などがございます。

58、59ページをごらんください。

2項財産売払収入の収入済額2,269万8,571円は、立木売払収入2,215万8,806円、土地建物売払収入が53万9,765円であります。

16款寄附金の収入済額は1億3,737万4,000円であります。

収入済額の内訳につきましては、1目総務費寄附金は1億649万4,000円、これは、ふるさと応援寄附金4,969件分の寄附であります。

次に、2目一般寄附金は58万円であります。

3目農林水産業費寄附金は3,030万円、一般財団法人尾鷲みどりの協会からの林業振興事業寄附金であります。

17款繰入金の収入済額は11億5,789万2,278円で、1項基金繰入金の主なものは、1目の財政調整基金繰入金の8億9,806万3,000円であります。

次に、60、61ページに移ります。

下段の8目ふるさと応援基金繰入金9,334万8,000円は、本基金に積み立てたふるさと納税を繰り入れたものであります。

2項特別会計繰入金は、特別会計の前年度精算による一般会計の繰り入れによるもので、内訳は、1目後期高齢者医療事業会計繰入金が2,055万2,572円、2目国民健康保険事業会計繰入金が280万3,706円であります。

次に、62、63ページをごらんいただき、18款の繰越金の収入済額は2億4,551万6,972円。これは、前年度繰越金であります。

その内容といたしまして、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金のうち、備考欄の2段目、建設課分1,208万3,000円及び水産農林課分11万1,000円につきましては、繰越明許費分でございます。

次に、19款諸収入の収入済額は1億3,544万7,390円、収入未済額は1,139万2,401円であります。

諸収入の内訳につきまして、項別に説明いたします。

1項延滞金加算金及び過料の収入済額421万7,192円は諸税滞納延滞金であります。

2項市預金利子の収入済額は10万6,500円であります。

3項貸付金元利収入の収入済額は867万2,828円、収入未済額は127万7,500円あります。

主なものにつきましては、2節奨学資金貸付金の元利収入としての返還金843万5,000円あります。収入未済額127万7,500円につきましても、全て

奨学資金貸付金の返還金であります。

次に、64、65ページをごらんください。

4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入、1節地域支援事業受託事業収入の収入済額は5,292万3,000円であります。

5項1目雑入の収入済額は6,952万7,870円、収入未済額は1,011万4,901円で、収入未済額の主なものは、3節民生費雑入の生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金であります。

雑入につきましても多項目にわたりますので、主なものを説明させていただきます。

65ページ、2節総務費雑入、備考欄の中段で、システム利用負担金740万7,000円。これは、総合事務システムを利用している各会計からの利用負担金でございます。

その下の三重県市町村振興協会市町村交付金が536万4,670円。これは、新市町村振興宝くじの収益分配金であります。

少し飛びまして、68、69ページをごらんください。

そうしたら、3節民生費雑入の主なものとしまして、備考欄の下から五つ目の紀北広域連合負担金前年度精算金が1,521万7,950円あります。

次に、70、71ページをごらんください。

4節衛生費雑入883万3,455円です。主なものとして、資源化物の売却収入が382万円1,089円、長寿社会づくりソフト事業費交付金500万円あります。

5節商工費雑入の主なものは、尾鷲観光物産協会補助金前年度精算金で115万1,275円あります。

6節消防費雑入のうち、消防団員退職報償金収入252万4,000円は、消防団員等公務災害補償等共済基金からの収入でございます。

7節教育費雑入のうち、備考欄、上から2行目、日本スポーツ振興センター共済給付金152万8,340円は、スポーツ共済給付金に係る収入となっております。

次に、72、73ページをごらんください。

20款の市債に移らせていただきます。

予算現額が7億1,420万円、調定額、収入済額とも6億1,200万円あります。

市債の主なものを申し上げます。

1目総務債は250万円で、1節防災対策事業債のJアラート受信機更新事業債であります。

2目民生債は3,950万円、主なものは、心身障害者医療費助成事業債2,600万円と、子ども医療費助成事業債1,100万円であります。

3目農林水産業債は1億1,640万円で、主なものは、3節の水産基盤整備事業債の水産基盤ストックマネジメント事業債が6,450万円、4節海洋深層水事業債2,820万円であります。

次に、4目土木債は8,300万円、主なものは、2節の道路整備事業債1,230万円、3節急傾斜地崩壊対策事業債1,230万円、4節都市計画事業債の街路整備事業債4,990万円あります。

5目の消防債は1,560万円、主なものは、消防団車両等整備事業債1,210万円あります。

6目の教育債につきましては2,360万円あります。

76、77ページをごらんください。

教育債の主なものは、備考欄上段のスクールバス購入事業債1,090万円あります。

7目臨時財政対策債は3億520万円あります。

8目衛生債2,620万円は、予防接種事業債であります。

以上、歳入合計は、予算現額103億66万4,000円、調定額103億3,858万9,969円、収入済額102億2,369万8,925円、不納欠損額65万7,694円、収入未済額1億1,423万3,350円となりました。

以上、一般会計の歳入の説明でございました。

続きまして、398ページのほうをごらんください。

こちら、財産に関する調書でございます。

まず、1の公有財産の土地についてであります。

表の決算年度中増減高、区分、公共用財産のうち、その他で340平方メートルの減少となっております。これは、中川地内及び倉ノ谷地内の一方の行政財産から普通財産への所管がえによる減少によるものであります。

下から2段目の雑種地は0.02ヘクタールの増加となっており、これは所管がえとなった上記普通財産による増加分で、売却した中川地内の土地分を差し引いた分となっております。

続きまして、399ページをごらんください。

建物については増減はございません。

４００、４０１ページをごらんください。

こちら、市有林についてでございます。

表右側の制限林（保安林）の決算年度中増減高は植栽に伴ったもので、直営林の造林が０．６７ヘクタール減少、雑木が０．６７ヘクタール増加となっております。

下段の有価証券につきましては増減はございませんでした。

次に、４０２、４０３ページのほうをごらんください。

出資による権利でございます。

こちらにつきましても増減はございませんでしたので、決算年度末現在高合計は前年度と同額の１億６，０７７万１，０００円となっております。

次に、４０４、４０５ページをごらんください。

２の物品でございますが、小型乗用自動車は１台増となり、普通特殊自動車が１台減、軽貨物自動車が２台の減となりました。このことから決算年度末の現在高は２台減で、車両が１１２台、和舟１隻となりました。この和舟１隻は水産農林課の管理の舟でございます。

続きまして、３の債権、こちらが奨学資金貸付金が４６０万円減少し、決算年度末現在額が２，８３１万５，０００円、市民税特別徴収翌年度徴収金が６３万６，０００円減少し、８，６７２万４，０００円となりました。これにより、債権の決算年度末現在額は１億１，５０３万９，０００円となりました。

次に、４０６、４０７ページをごらんください。

４の基金でございます。

平成３０年度の基金の状況につきましては、新たに都市計画事業基金が設置され、基金の決算年度中増減高は９，０４９万７，０００円の減で、決算年度末の現在高が２１億５，９６６万８，０１７円となりました。

以上で、一般会計歳入及び財産に関する調書の説明とさせていただきます。

委員長、続きまして、会計課部分の……。

○三鬼（和）委員　どうぞ。

○平山会計管理者兼会計課長　続けて説明させていただきます。

では、議案第６１号、平成３０年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、会計課の歳出に係る分を最後に説明させていただきます。

それでは、決算書のページを戻っていただきまして、８４、８５ページのほうをごらんください。

一般会計、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額6億7,412万に対しまして、支出済額が6億6,089万8,053円、不用額1,322万1,947円でございます。

この一般管理費につきましては複数の課にまたがっていることから、会計課歳出分のみを資料としてまとめましたので、これに基づき説明させていただきます。

会計課資料の4ページのほうをごらんください。

資料の4でございます。

表内の括弧書きにつきましては、全ての所属の総額を記載しております。

2款総務費における会計課分の支出済額合計は118万7,090円で、会計事務及び庁内事務経費であります。

節別に詳細を申し上げます。

まず、11節需用費でございます。

こちら、会計課所管、11節需用費、支出済額は86万1,201円で、うち消耗品費が25万1,487円、事務用コピー用紙、決算書関連の用紙代等でありませう。

次に、印刷製本費60万9,714円は、決算書印刷製本費ほか会計事務帳票類等の印刷代であります。

次に、12節役務費につきましては、役務費の支出済額は23万8,480円で、通信運搬費が19万6,347円。こちらが口座振替通知等の郵送代。保険料4万2,133円につきましては、全国市長会の公金総合保険の保険料であります。

次に、14節使用料、賃借料でございます。

14節使用料及び賃借料3万7,049円は、複合機使用料であります。

次に、18節の備品購入費につきましては、こちらが4万5,360円。こちらにつきましては、職員用の椅子3脚の購入費であります。

次に、19節負担金、補助及び交付金であります。

こちらは、19節につきましては、県下14市の会計管理者で組織する三重県都市会計管理者協議会負担金の5,000円であります。

一般管理費については以上でございます。

次に、11款公債費、1項公債費、2目利子、23節償還金、利子及び割引料でございます。

こちら、総予算額6,823万5,000円に対しまして、総支出済額が6,741万2,842円、総不用額で82万2,158円あります。

そのうち、会計課所管の11款公債費、1項公債費、2目利子、23節償還金、利子及び割引料は、予算現額82万2,000円に対しまして、支出済額はゼロ円、不用額82万2,000円であります。これは、一時借り入れの際の支払利息として予算計上するもので、平成30年度は一時借り入れは行いませんでしたので不執行となりました。

会計課所管分の決算については以上でございます。御審議いただき御承認賜りよう、よろしくお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

会計課長から平成30年度決算主要事項の説明と歳入全般、それと会計管理者からも決算の説明がありましたけど、御質疑ある方、御発言願います。どうぞ。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで会計課の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

これで、行政常任委員会を、本日の委員会を解散します。

それと、どうぞ退席してください。

議長のほうから皆さんにちょっとお諮りしたいことがありますので、よろしくお願い致します。

○濱中議長　この間の台風で千葉の南部のほうの被害がかなり大きくなっているということで、以前にそれぞれ委員会で鋸南町のほうと南房総市のほうと、市役所でお世話になって視察をさせていただいたという経緯がありましたので、災害支援のためのお見舞いはどんな感じかなというので、けさ委員長のほうと相談をさせていただきました。現在、互助会のほうでそういったときに使えるほうのお金も余裕があるということなんですけれども、もし御意見があったらそれでやらせていただければどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○濱中議長　よろしいですか。

（発言する者あり）

○濱中議長　最初、水とかも不足するということやったもんで、深層水なんかもどうかなという話もしたんですけれども、詳しく調べてみますと、現在物資の受け入れが品目が限定されて、欲しいもの、今不要なものとして分かれておりましたので、現金のほうが使い勝手がいいのかなと思うことで、それでよろしいですか。

皆さん、よろしいですか。

(「議長一任」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長　よろしいですか。

それでは、議長一任ということでよろしくお願いいたします。

(午後　４時２７分　閉会)